

資 料 編

(第2期 中間見直し版)



資 料 編 目 次

	Page
1. 市の概況.....	87
2. 生活環境の現状.....	96
3. 自然共生社会の現状.....	108
4. 循環型社会の現状.....	124
5. 低炭素社会の現状.....	128
6. 環境保全活動等の現状.....	133
7. 薩摩川内市環境基本条例.....	135
8. 薩摩川内市環境保全条例.....	137
9. 薩摩川内市環境審議会規則.....	142
10. 用語解説.....	144

1 市の概況

1-1 位置・地勢

本市は、鹿児島県の北西部に位置し、「本土地域」と「甕島地域」より成ります。本土地域は、北は、阿久根市、南は、いちき串木野市、鹿児島市に隣接しています。甕島地域は、上甕島、中甕島、下甕島で構成されています。

本市は、東シナ海に面した変化に富む白砂青松の海岸線、市街部を流れる一級河川「川内川」、蘭牟田池をはじめとするみどり豊かな山々や湖、地形の変化に富んだ美しい甕島など、多種多様な自然環境を有しています。

本市が有するこれらの多様で美しい自然環境は、川内川流域県立自然公園、蘭牟田池県立自然公園、甕島国定公園に指定され、人々に親しまれています。

総面積 682.92 km²

(国土地理院 全国都道府県市区町村別面積調 令和元年7月1日現在)

総人口 96,076 人 (平成27年国勢調査)

世帯数 40,686 世帯 (平成27年国勢調査)

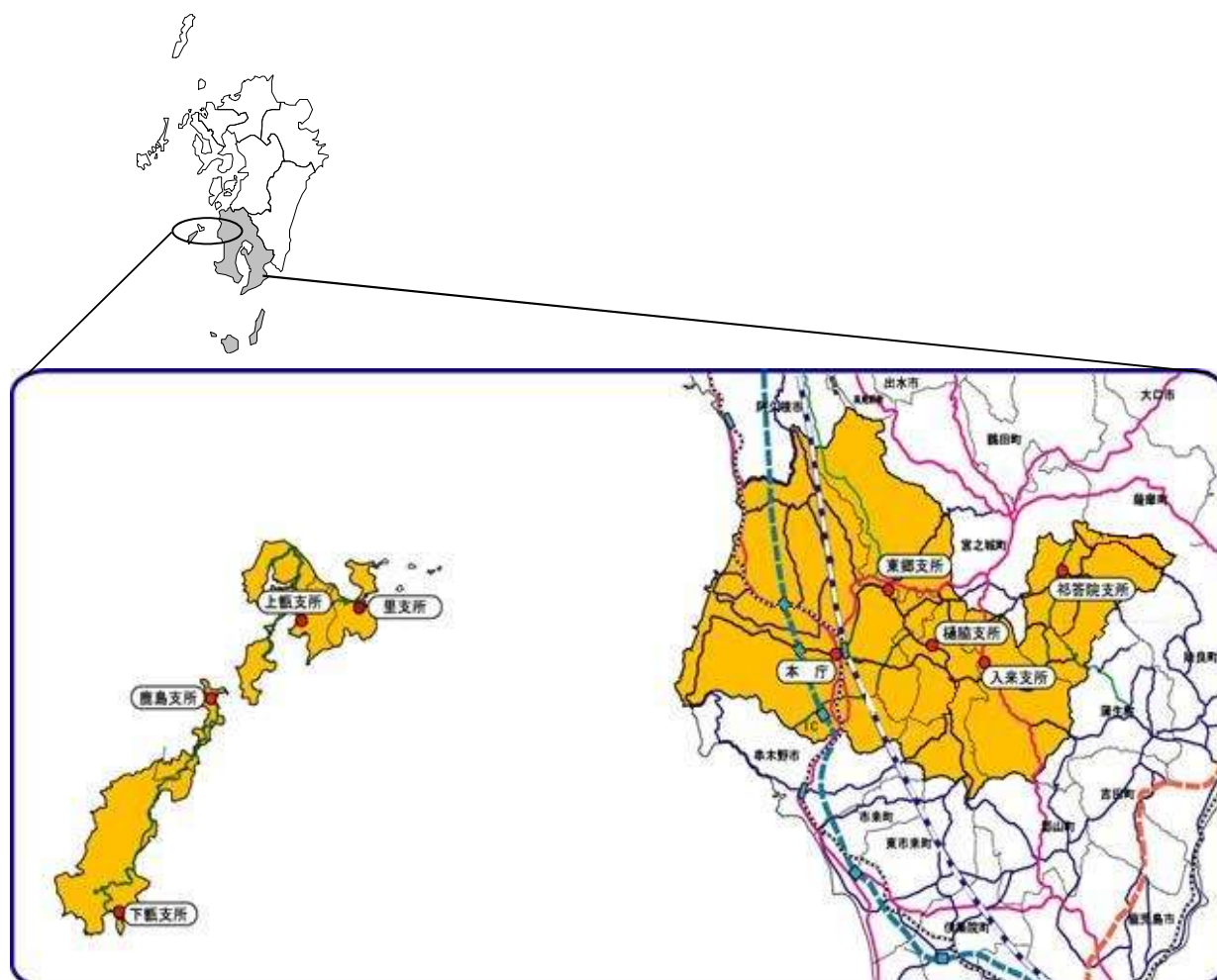
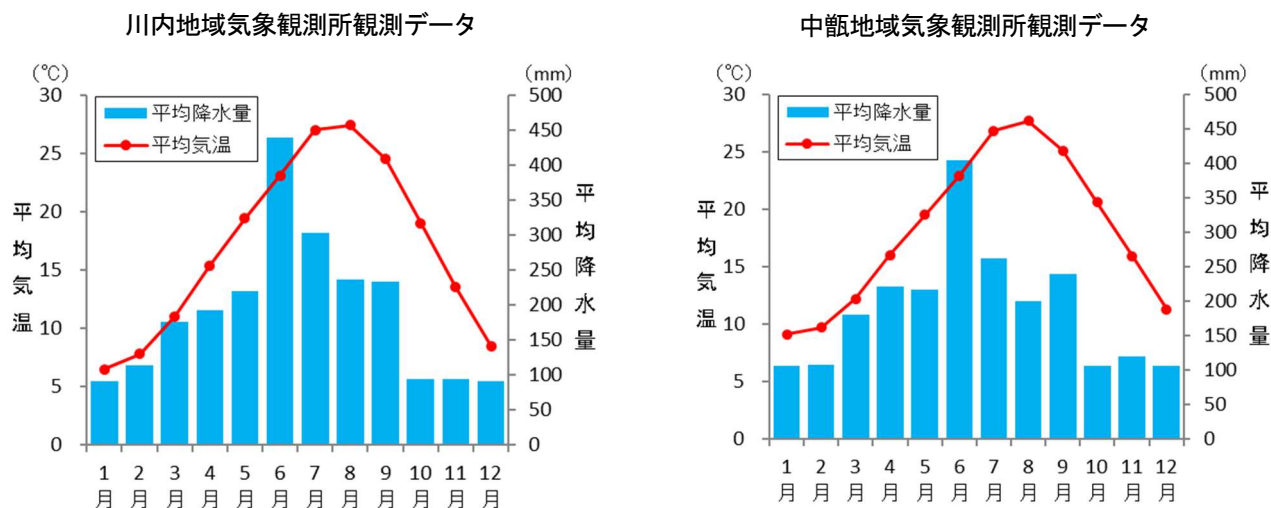


図 1-1-1 薩摩川内市の位置

1-2 気候・気象

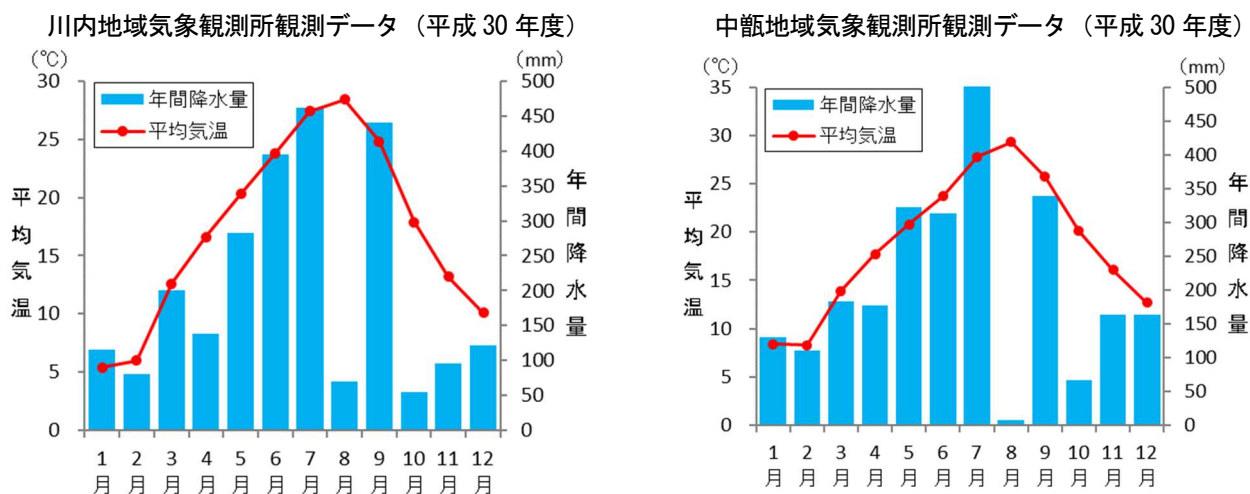
本市は温暖な気候に恵まれており、海岸部では年間を通して東シナ海からの海陸風の影響を受けやすくなっています。内陸部は内陸性気候を示し、気温の日較差、年較差が大きい傾向が見られます。

また、甌島地域は海洋性温帯気候に属しており、冬は温暖である傾向にあります。



注：観測データは、1981～2010年の30年間の平均値を示します。

資料：気象庁



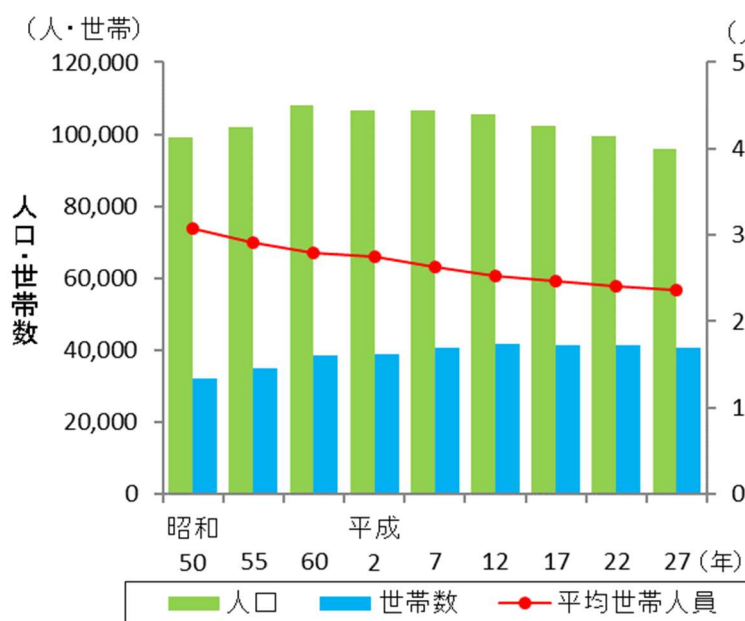
資料：薩摩川内市の環境 令和元年度版

図 1-2-1 平均気温と降水量

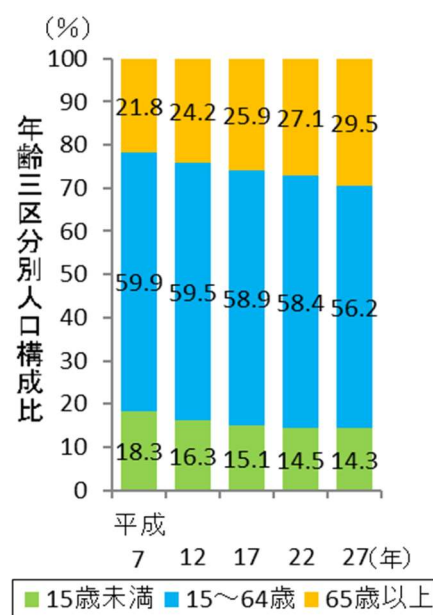
1-3 人口・世帯数

本市の人口は、近年減少傾向で推移しており、平成 27 年国勢調査では 96,076 人となっています。人口が減少する一方で世帯数は増加しており、平均世帯人員は減少傾向を示しています。平成 27 年の平均世帯人員は 2.36 人となっています。

人口の構成比をみると、15 歳未満と 15～64 歳の人口の構成比が減少する一方で、65 歳以上は増加しています。また、平成 27 年現在の 5 歳階級別の人口の分布状況より、将来における顕著な高齢者の増加と若年者の減少が予測されます。



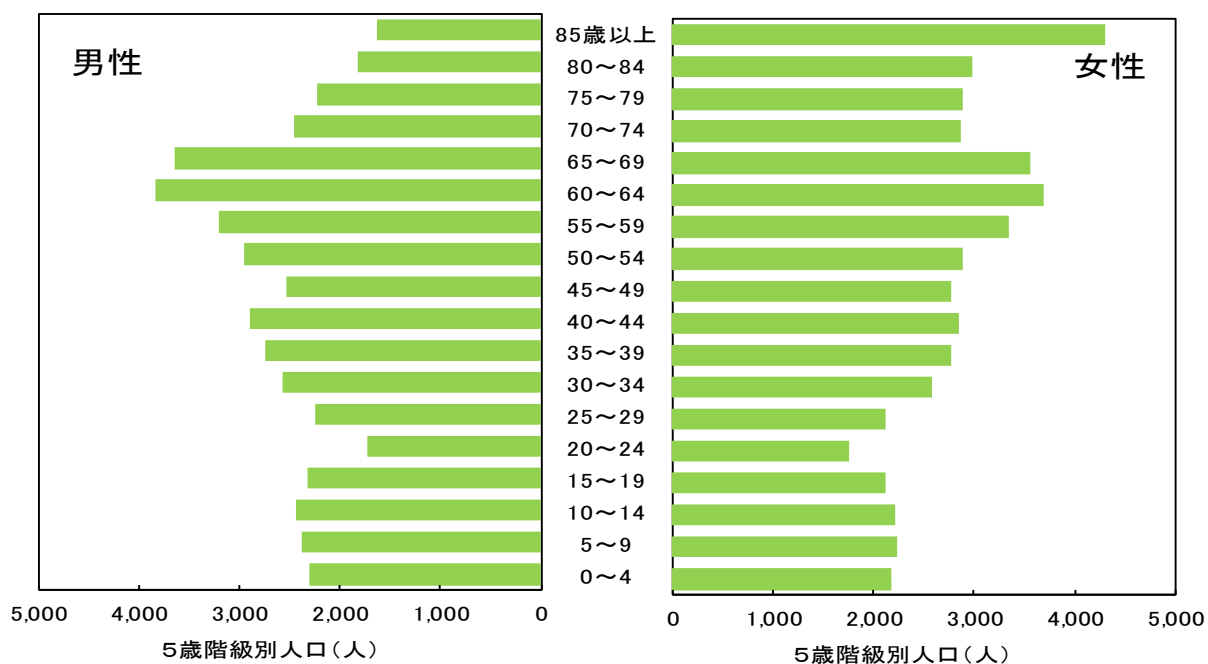
資料：国勢調査



資料：国勢調査

図 1-3-1 人口、世帯数等の推移

図 1-3-2 年齢三区分別人口構成比の推移



資料：国勢調査

図 1-3-3 5 歳階級別人口（平成 27 年）

1-4 産業

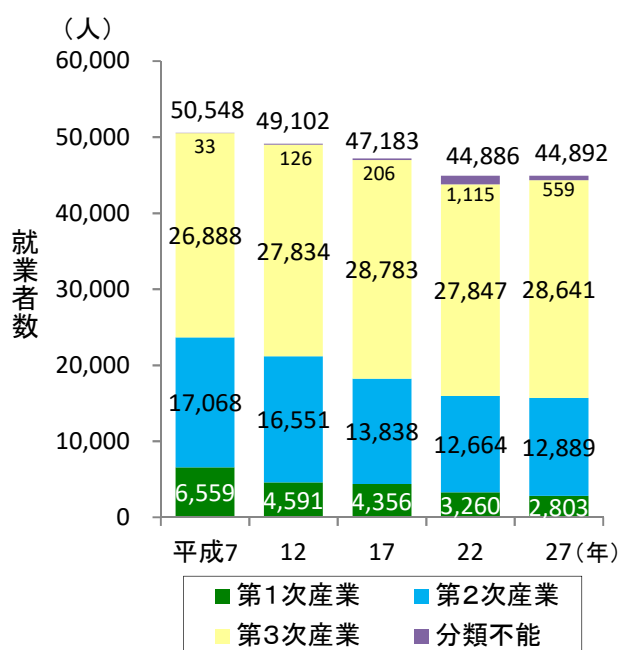
(1) 就業人口

本市の就業人口は、平成 12 年には 49,102 人でしたが、平成 27 年には 44,892 人と減少傾向にあります。平成 27 年度の産業別人口は第 1 次産業が 2,803 人 (6.2%)、第 2 次産業が 12,889 人 (28.7%)、第 3 次産業が 28,641 人 (63.8%) であり、第 1 次産業、第 2 次産業は平成 7 年以降減少傾向で推移しています。

これに対し、第 3 次産業は平成 7 年から平成 17 年にかけては増加し、平成 17 年から平成 22 年にかけては減少し、平成 22 年から平成 27 年にかけては増加しました。

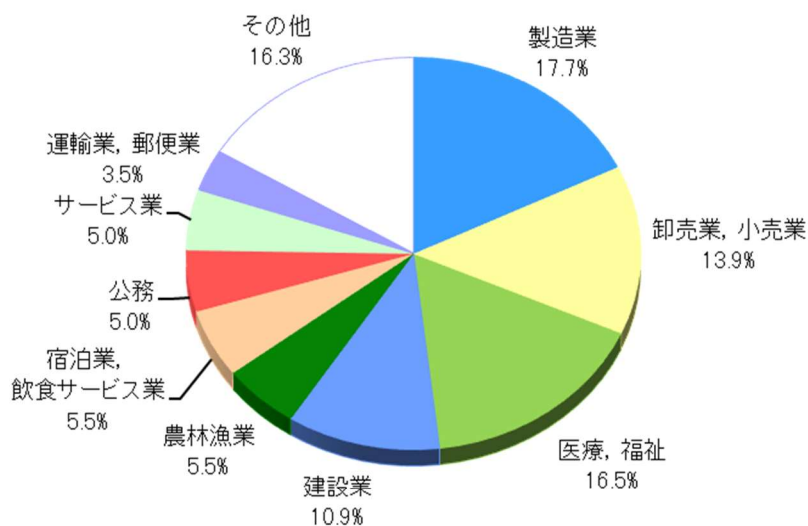
就業人口の内訳を産業大分類別にみると、製造業 (17.7%) が最も多く、次いで医療、福祉 (16.5%)、卸売業、小売業 (13.9%) などが多くなっています。

製造業の内訳をみると、製紙業、窯業、食料品製造業が基幹となっています。



資料：国勢調査

図 1-4-1 就業者数の推移



資料：国勢調査

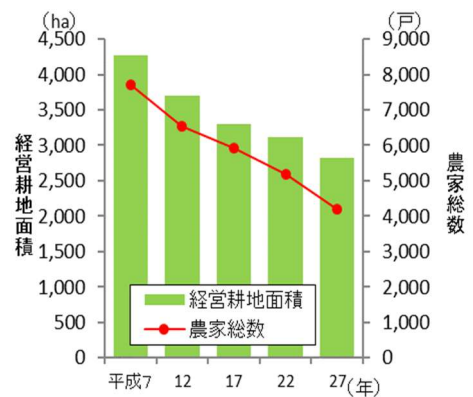
図 1-4-2 産業分類別就業者数（平成 27 年）

(2) 農業

平成 27 年の農家総数は 4,204 戸、経営耕地面積は 2,830ha です。

農業は本市の主要産業であり、市内の各地域で園芸重点 7 品目（らっきょう、ゴーヤー、ごぼう、やまのいも、いちご、きんかん、ぶどう）の特色ある生産振興が図られていることが特徴です。

近年、農家総数、経営耕地面積はいずれも減少傾向で推移しており、遊休農地が増えています。



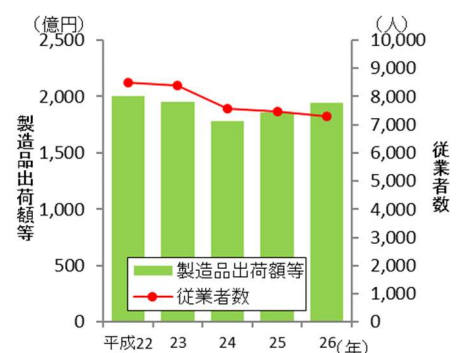
資料：農林業センサス

図 1-4-3 農業の状況

(3) 工業

平成 26 年の事業所数は 144 事業所、従業者数は 7,301 人、製造品出荷額等は 1,940 億円です。製造品出荷額等の半分は窯業が占めており、この他は紙、食料、電子などの順になっています。

製造品出荷額は、ほぼ横ばいで推移しているとみなせます。



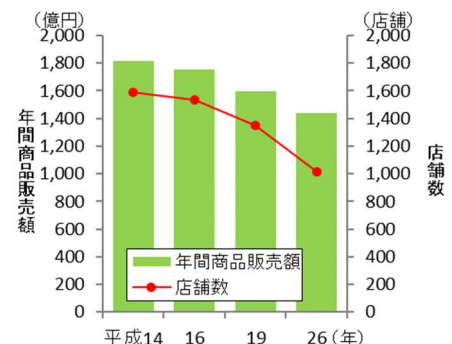
資料：工業統計調査

図 1-4-4 工業の状況

(4) 商業

平成 26 年の店舗数は 1,017 店舗、年間商品販売額は 1,442 億円です。

店舗数、年間商品販売額はいずれも減少傾向で推移しています。



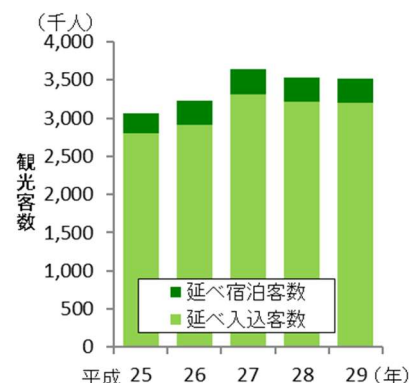
資料：商業統計調査

図 1-4-5 商業の状況

(5) 観光

市内には、歴史的・文化的資源をはじめ、豊かな自然に恵まれた海岸と海水浴場、美しい景観、多数の温泉資源、ラムサール条約に登録された藺牟田池など、多くの観光資源に恵まれています。

平成 29 年の観光客数は延べ 3,199 千人です。観光客の多くは入込客であり、宿泊客数は全体の約 10.2%です。



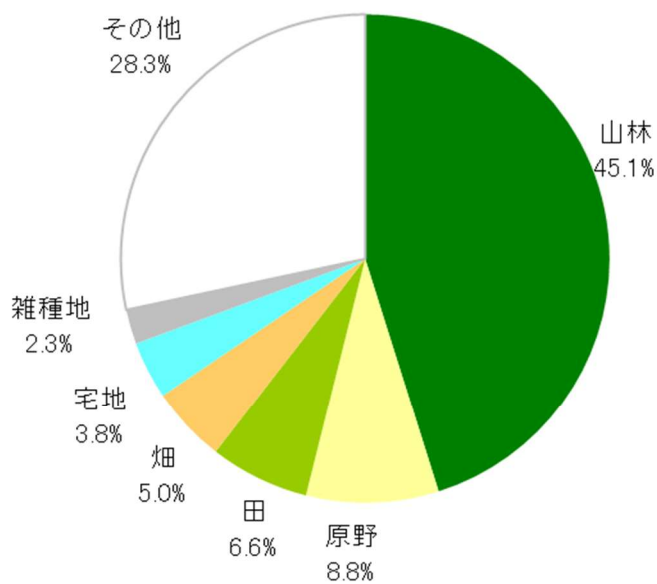
資料：統計さつませんたい 平成 30 年度版

図 1-4-6 観光の状況

1－5 土地利用

平成 30 年の土地利用の状況は、山林(45.1%)が最も多く、次いで、原野(8.8%)、田(6.6%)、畑(5.1%)となっており、山林と原野で市の面積の半分を占めています。

また、農地(田と畑の合計)は、市の面積の約 12%を占めています。



資料：統計さつませんたい 平成 30 年度版

図 1-5-1 地目別土地面積（平成 30 年 1 月 1 日現在）

1-6 道路と自動車

(1) 道路網の整備状況

一般道路としては、国道3号、国道267号、国道328号及び主要地方道を幹線として、県道や広域農道、市道と連絡して本市における道路網を形成しています。

また、高速道路としては、年度末現在、南九州西回り自動車道の鹿児島ICから薩摩川内水引ICまでが供用開始しています。

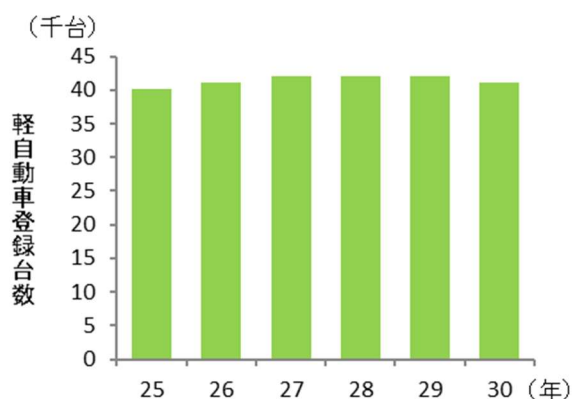
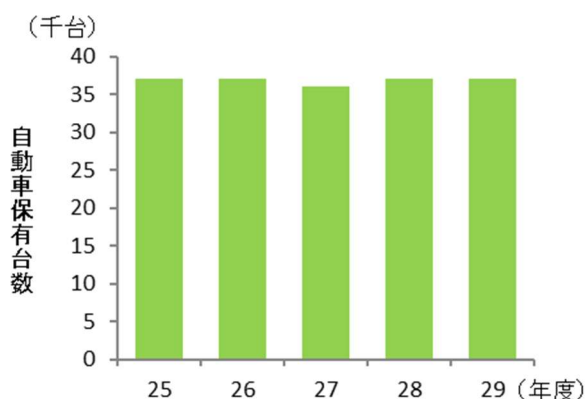
表 1-6-1 道路整備の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		国道 (m)		県道 (m)			市道 (m)
		国管理	県管理	計	主要地方道	一般県道	
実延長 [A]		36,282	29,809	335,899	109,486	226,413	1,546,938
内 訳	改良済延長 [B]	36,262	29,809	284,212	105,097	179,115	882,049
	舗装済延長 [C]	36,262	29,809	335,899	109,486	226,413	1,429,570
	自動車交通不能道延長 [D]	0	0	0	0	0	41,187
改良率 [B/A]		100.0%	100.0%	84.6%	96.0%	79.1%	57.0%
舗装率 [C/A]		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.4%
交通不能率 [D/A]		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%

資料：統計さつませんだい 平成30年度版

(2) 自動車の普及状況

自動車の保有台数は、平成27年度まで減少傾向にありましたが、平成28年度から増加に転じています。これに対し、軽自動車の登録台数は平成28年度を頂点に減少傾向で推移しています。



注1. 自動車保有台数：乗用、乗合用、貨物用、特種(殊)用の合計

2. 軽自動車登録台数：乗用、自家用貨物、営業用貨物の合計

資料：統計さつませんだい 平成30年度版

図 1-6-1 自動車の普及状況

1-7 公共交通

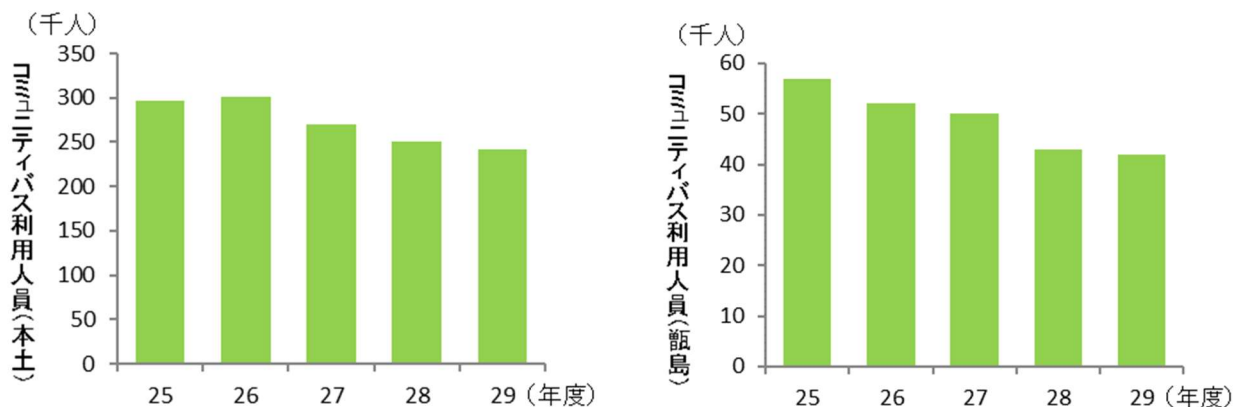
(1) バス

公共交通利用促進として、本土地域及び甑島地域の全ての地域において、市が民間バス会社等に委託してコミュニティ交通（均一料金）を運行しています。

コミュニティ交通についてコミュニティバス（9路線）を、鹿児島交通㈱と南国交通㈱に委託しており、本土支所地域では、デマンド交通（4地域）をタクシー事業者に委託して運航しています。

しかしながら、少子・高齢化、地域人口の減少、車社会などの要因から、民間バスも含め、バスの利用者が減少しています。

現在、平成28年3月に策定した本市の公共交通のマスタープランとなる「薩摩川内市地域公共交通網形成計画」に基づき、コミュニティ交通の再編について、デマンド交通等の導入による利便性向上と利用実態に合った効率的な運行を図り、さらに、利用しやすい環境づくりや住民が主体となって移動手段の確保に取り組む（マイバス意識）の醸成などを図ります。



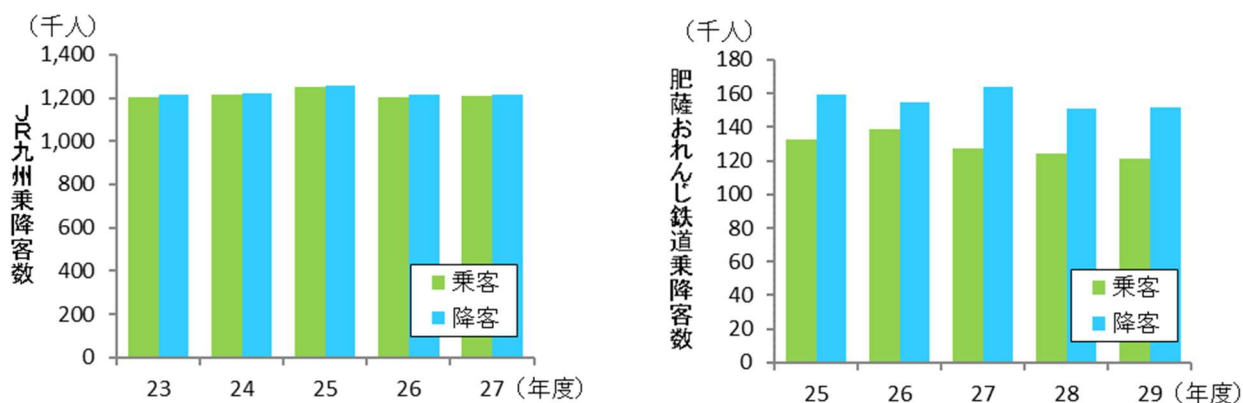
資料：統計さつませんだい 平成30年度版

図1-7-1 バスの利用状況

(2) 鉄道

鉄道では、JR 九州の九州新幹線が川内駅に停車するほか、在来線では鹿児島本線が鹿児島中央～川内間、第三セクターの肥薩おれんじ鉄道が八代～川内間において運行しています。

鉄道の利用者は、JR 九州は横ばい、肥薩おれんじ鉄道は減少傾向で推移しています。



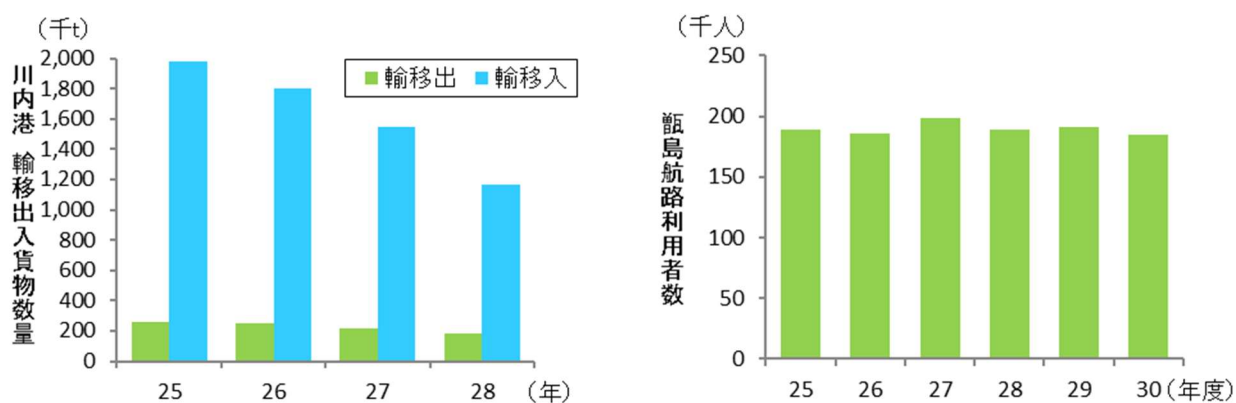
資料：統計さつませんだい 平成 30 年度版

図 1-7-2 鉄道の利用状況

(3) 海運

本市の川内港には、韓国釜山港と結ぶ韓国（釜山）航路、台湾各港等と結ぶ台湾航路、神戸港と結ぶ国際フィーダー航路、の 3 航路 4 便が就航しており、国際コンテナ戦略港湾とのトランシップや韓国（釜山）との直行航路の充実により、全世界への物流ルートが確保され、安定したコンテナサービスが提供されています。

本土と甬島を結ぶ甬島航路としては、川内港と里・長浜港を結ぶ高速船と、串木野新港と里・鹿島・長浜港を結ぶフェリーが運営されていますが、利用者数は減少傾向で推移しています。



資料：統計さつませんだい 平成 30 年度版

図 1-7-3 海運の利用状況

2 生活環境の現状

2-1 大気環境

(1) 大気環境の監視

大気を汚染する物質は、主に工場などから排出される二酸化硫黄(SO₂)や浮遊粒子状物質(SPM)、主に自動車などから排出される二酸化窒素(NO₂)、二次的に生成される光化学オキシダント(O₃)などがあります。これらの大気汚染物質には、環境基本法により、人の健康を守り、生活環境を保全するための「環境基準」が定められています。

本市では、県の一般環境大気測定局2局（監視センター、寄田）と自動車排出ガス測定局1局（薩摩川内測定局）で環境基準のある大気汚染物質を中心に常時監視・測定しています。

平成30年度の大気汚染物質濃度をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、いずれも環境基準（長期的評価）を達成しています。

光化学オキシダントは、各年度とも昼間の値が環境基準を超過した日数が多くあり、平成21年5月8日には、大気汚染防止法第23条第1項に基づいて県知事が発令する注意報レベル（0.12ppm）を超える事象が発生し、県が1974年に測定を始めて以来、県内で初めて注意報が発令されました。なお、昼間の光化学オキシダント濃度が環境基準を超過した日数は減少傾向で推移しています。

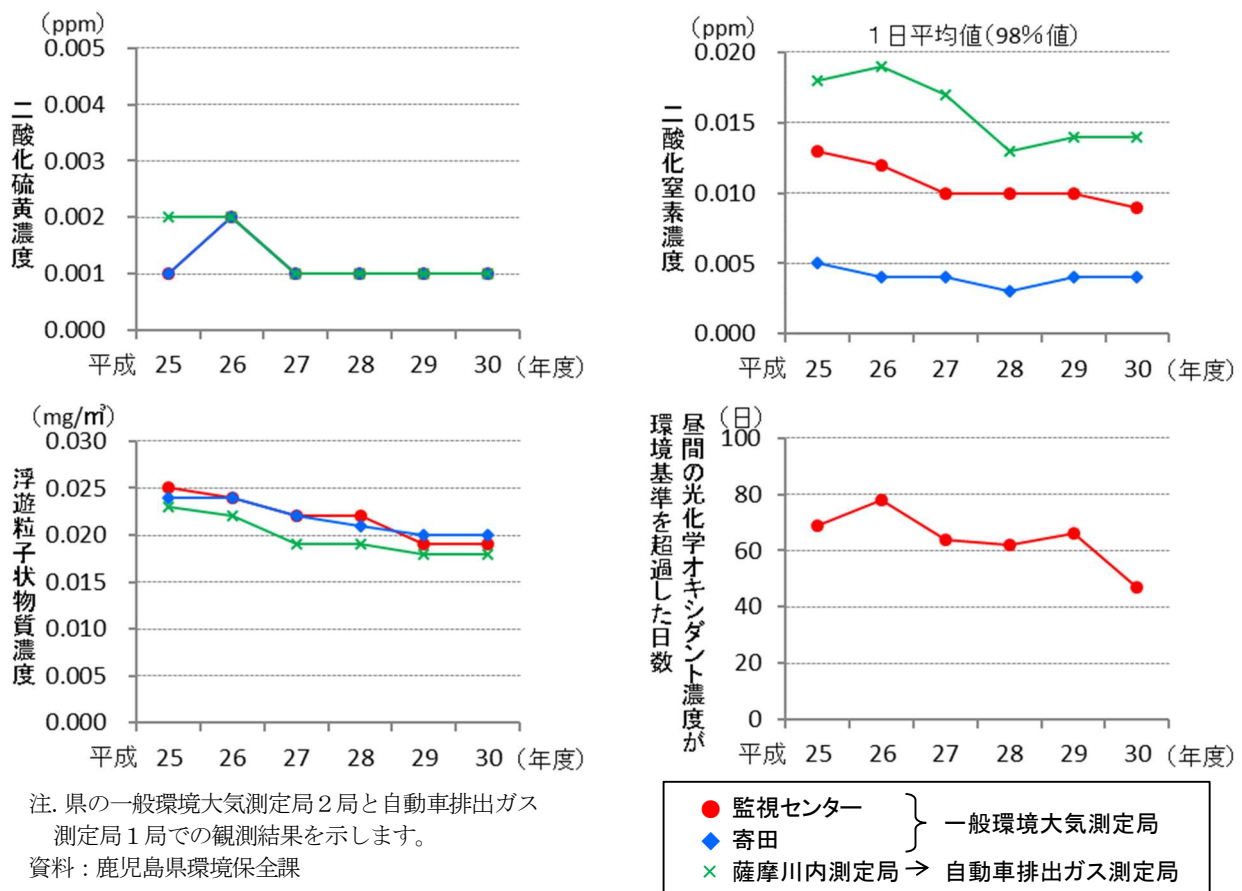


図 2-1-1 大気質の観測結果

近年話題になることの多い「微小粒子状物質」(PM2.5)とは、大気中に浮遊する粒径2.5 μm以下(髪の毛の太さの1/30程度)の小さな粒子のことであり、発生源から直接排出される一次粒子と、大気中で光化学反応によりガス状物質が粒子化する二次粒子があります。

一次粒子の発生源としては、工場・事業場から排出されるばい煙やディーゼル自動車の排気ガスといった人為的なものと、土壌や海塩の粒子、火山噴煙などの自然的なものに大別されます。最近では、中国大陸からの移流による国内への影響が指摘されています。

微小粒子状物質は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。環境省では、平成21年に環境基準を設定しました。

鹿児島県は県内の10箇所で微小粒子状物質を観測しています。本市では平成24年1月から自動車排出ガス測定局で自動測定機により24時間の連続監視が行われており、微小粒子状物質に注意が必要な状況になったときは、鹿児島県が注意情報を発表します。

(2) 野焼きの禁止

野外でのごみ(廃棄物)の焼却は、一部の例外を除き、平成13年4月1日から「廃棄物処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反した場合は、罰則の適用があります。野外焼却(いわゆる野焼き)は、煙や悪臭、灰の飛散などにより近隣の生活環境に悪影響を及ぼすばかりでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなります。

本市では、野焼き禁止の啓発を行うとともに、家庭や事業所に対してごみの適正処理の広報周知に努めています。

罰則対象の例外となるケース(いずれも軽微なもの)

1. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
○河川管理者が河川管理のための伐採した草木等の焼却、海岸管理者による海岸管理を行うための漂着物等の焼却など
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
○凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くず等の焼却、道路管理のために選定した枝条等の焼却 など
3. 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
○どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却
4. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 など
○農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う魚網に付着した海産物の焼却(生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃ビニールの焼却はこれに含まれない) など
5. たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
○たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却 など

資料：環境省

※例外とは、罰則の適用を受けないものであって、行政指導を免れるものではありません。よって焼却禁止の例外に該当するものであっても、煙等で周辺環境への影響が認められる場合は、焼却中止を指導しています。

2-2 水質

(1) 生活排水対策

家庭や事業所から排出される汚水は、河川や海域の水質汚濁の主な原因となっており、下水道や合併処理浄化槽などの整備は、水質汚濁の防止のために重要です。

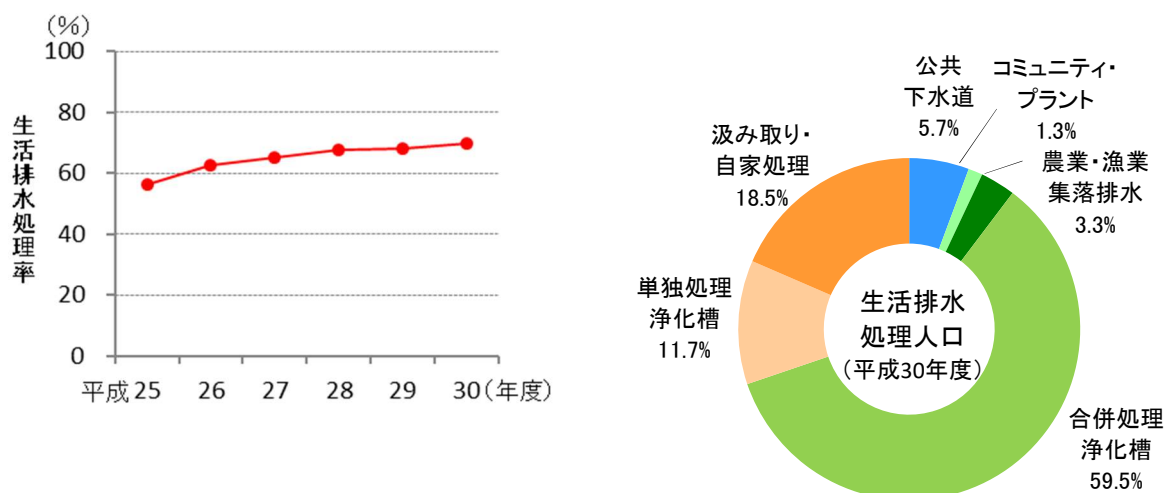
本市では、公共下水道の計画的な整備を推進しています。公共下水道や農業・漁業集落排水処理施設の整備が完了している区域において、未接続の家庭に対しては、早期の接続を指導することにより、生活排水の適正処理を推進します。なお、未接続となっている主な理由は、接続工事の負担等の経済的な理由や地域住民が高齢・独居世帯等であることなどとなっています。

公共下水道や農業・漁業集落排水処理施設の処理対象区域以外で、単独処理浄化槽を使用している家庭や汲み取りを行っている家庭に対しては、合併処理浄化槽への転換を指導することにより、生活排水の適正処理を推進します。本市では、合併処理浄化槽の設置に際しては、補助金を交付していますが、単独処理浄化槽の使用者では、水洗化ということでは不便を感じていないことから、合併処理浄化槽への転換が遅れています。

生活排水処理の状況をみると、生活排水処理率は増加傾向で推移し、平成30年度は69.8%となっています。それでも、約3割近くの世帯の台所や風呂等からの生活排水が中小河川などに直接流れ込んでいるため、今後も生活排水処理施設の整備促進が必要です。

生活排水処理に関し、し尿・浄化槽汚泥の安定的な処理と汚泥の再資源化を図るため、川内汚泥再生処理センターが平成24年3月に完成し、同年4月から運転開始しました。

また、事業場からの排水については、昭和48年に県条例により水質汚濁防止法による排水基準の上乗せ排水基準が設定され、排水規制が強化されました。これに合わせて、本市では、畜産農家や事業者への適正な排水対策の指導等を行っています。



資料：薩摩川内市の環境 令和元年度版

図 2-2-2 生活排水処理率の内訳

(2) 河川の水質

本市には九州屈指の大河川である川内川を中心として、この川内川に流れ込む数多くの中小河川が存在しています。

河川における環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準としては、川内川の中流・下流水域にA類型が指定されており、近年は環境基準を達成し、良好な水質を維持しています。

また、川内川に流れ込む市内の中小河川の水質は、年度による変動はありますが、公共下水道の推進や合併処理浄化槽の普及などにより、年々改善されてきています。

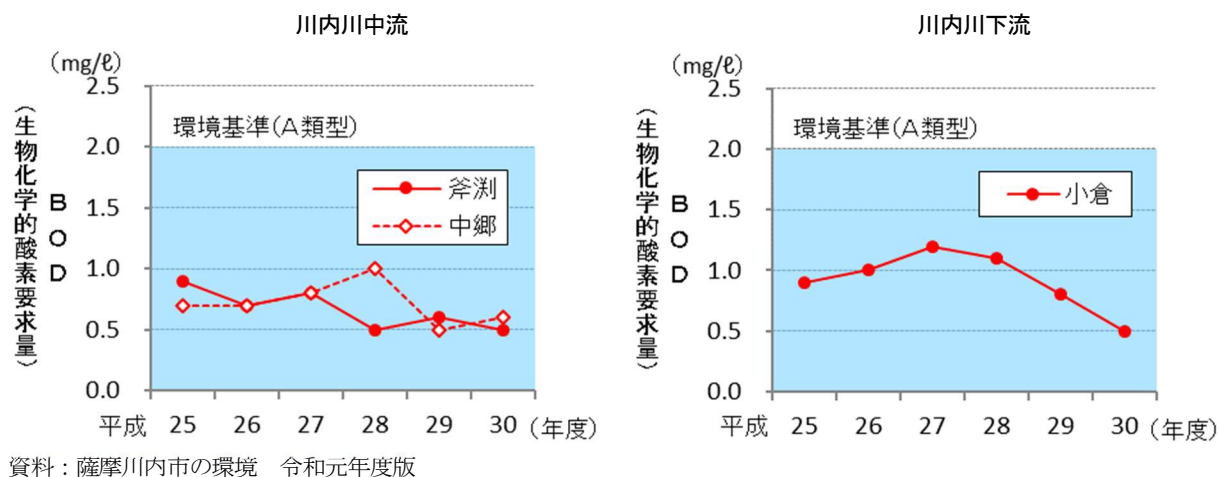


図 2-2-3 川内川の水質の推移

なお、近年では、川内川流域で事故等による油の流出が発生しています。一度油の流出が発生すると、水道用水や農業用水の取水を停止しなければならないなど、社会的に大きな影響を与え、魚類などの水生生物にも重大な影響を与えます。

本市では、事故が発生した場合の対応や連絡体制を構築・強化するとともに、事故の未然防止のため、市民や事業者に対する意識啓発や広報・PR に努めています。

(3) 海域の水質

海域における環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準としては、薩摩半島西部海域にA類型、川内港湾にB類型が指定されており、近年は概ね環境基準を達成し、良好な水質を維持しています。

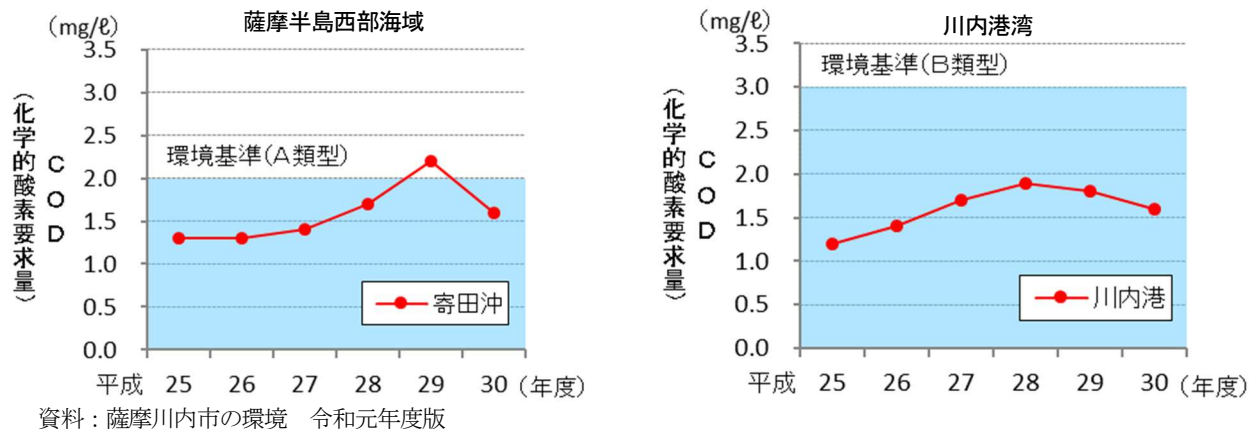


図 2-2-4 海域の水質の推移

(4) 地下水の水質

本市では、昭和 58～61 年度における地下水調査で、川内地域の大小路町と東向田町の一部の井戸で、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が確認されました。このため、翌昭和 62 年度から周辺の井戸について継続調査を実施しています。平成 30 年度は、3 井戸を対象に調査を実施した結果、依然として地下水汚染が継続していることが判明したものの、新たに基準を超過する井戸は確認されませんでした。なお、過去に基準を超過した井戸の所有者には、水道への切り替え、または飲用禁止などの指導を行っています。

樋脇地域では、平成 11 年に市比野の精密部品工場周辺の井戸から水道水質基準を超える有機塩素化合物が検出されたことから、検出井戸の飲用禁止・水道使用の指導を行いました。平成 30 年度は、工場跡地周辺の 1 井戸を対象に調査を実施しましたが、基準の超過は確認されませんでした。

本市では、継続的に地下水の水質調査を行うことにより、地下水汚染の早期発見に努めています。また、不法投棄の防止対策の推進や家畜ふん尿の適正管理の指導などにより、地下水汚染の未然防止に努めています。

2-3 騒音・振動

騒音・振動は工場や建設工事、商店飲食店などの事業活動をはじめ、道路交通（自動車などの走行）や鉄道（新幹線の走行）などに伴い発生します。

環境騒音や新幹線騒音については、環境基本法により、人の健康を守り、生活環境を保全するための「環境基準」が、地域類型ごとに定められています。平成30年度に市が実施した環境騒音の調査結果によると、環境基準達成率は、一般地域で67%、道路に面する地域で86%でした。

また、県が実施した新幹線騒音の調査結果によると、環境基準達成率は50%でした。なお、市が実施した新幹線騒音の調査結果では、環境基準達成率は29%でした。

この他、道路交通からの騒音・振動対策として、騒音規制法・振動規制法により地域ごとに守るべき限度（要請限度）が定められています。平成30年度に県・市が実施した調査結果によると、全ての調査地点で要請限度を下回っていました。

表 2-3-1 騒音の調査結果（平成30年度）

区 分		調査	地点数	環境基準達成率
環境騒音	一般地域	市	6	67%
	道路に面する地域	市	7	86%
新幹線騒音		県	2	50%
		市	7	29%

資料：薩摩川内市の環境 令和元年度版

表 2-3-2 騒音に係る環境基準

■一般地域

地域の類型	昼間	夜間	用 途 地 域
A	55	45	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	55	45	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C	60	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

■道路に面する地域

地 域 の 区 分	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65	60
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60
幹線道路に近接する地域	70	65

■屋内へ透過する騒音に係る基準

地 域 の 区 分	昼間	夜間
幹線道路に近接する空間	45	40

注1. 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌朝午前6時

2. 単位：デシベル(A)

工場や建設工事などから発生する騒音・振動対策としては、事業場などへの設備の設置や作業の実施に際して著しい騒音・振動を発生するものを騒音規制法や振動規制法の施行令で定める「特定施設」「特定建設作業」として指定し、事業者に対して事前に市に届出を行わせています。

また、鹿児島県公害防止条例に基づき、飲食店営業等に係る音響機器の使用制限区域が指定され、飲食店・喫茶店の営業に対して時間・音響機器を定めて規制が行われています。

騒音・振動に関する苦情についてみると、近年では事業活動や道路交通などから発生するものよりも、近隣騒音など家庭生活から発生するものが原因となる事案が増加しています。隣人との間に発生した騒音問題は、両者の話し合いなどによる歩み寄りでの解決を促していますが、コミュニケーション不足から感情的に対立するケースが多く、解決が困難になっています。

2-4 悪臭

人に不快感を与えるにおいの原因となる物質が、大気中に放出されると悪臭が発生します。

本市には、悪臭の発生源となる主な事業場として、パルプ工場、堆肥製造工場、畜産業等があり、この中から大規模な事業場を中心に悪臭の測定を行っています。

平成 30 年度は市内の 4 事業場について特定悪臭物質の測定を行った結果、1 事業場で規制基準の超過が見られ、指導を行いました。

悪臭による公害を未然防止するため、悪臭防止法による規制が全ての事業活動を対象として地域を指定して行われています。

表 2-4-1 悪臭防止法規制地域の指定状況

(平成 18 年 4 月 1 日地域指定、平成 25 年 4 月 1 日区域変更)

規制地域	指 定 状 況
A 地域	川内都市計画用途地域（港町・湯島町を除く）
B 1 地域	A 地域以外の川内地域
B 2 地域	川内地域以外の全地域

注. 悪臭物質の規制基準は、規制地域により異なります。

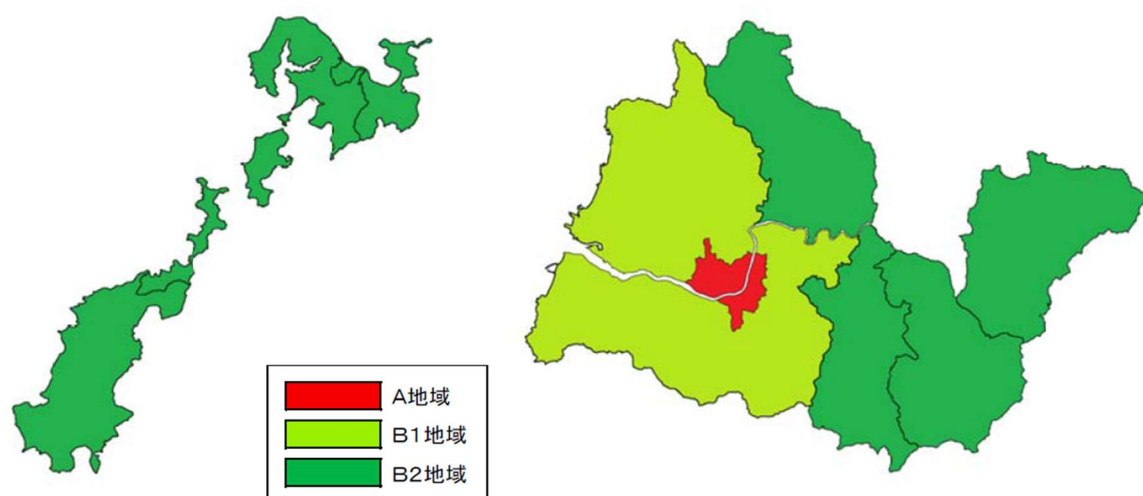


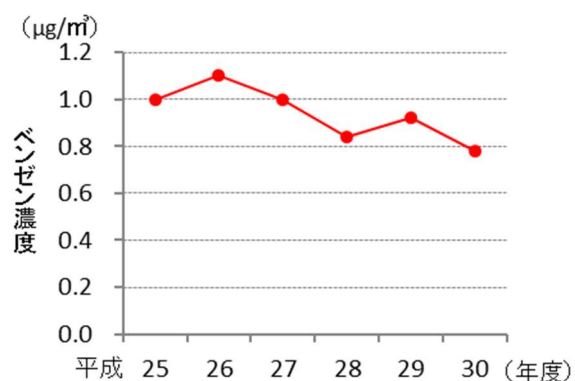
図 2-4-1 悪臭防止法規制地域の指定状況

2-5 化学物質等

(1) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、低濃度であっても長期にわたり曝露されると健康に影響を及ぼすといわれています。鹿児島県では、このうち環境リスクが高いと考えられている10物質について監視測定を行なっています。

県では、自動車排出ガス測定局1局（薩摩川内測定局）で測定が行っており、いずれの物質についても環境基準を達成しています。



注. 有害大気汚染物質（10物質）のうち、ベンゼンの観測結果を示します。

資料：薩摩川内市の環境 令和元年度版

図 2-5-1 ベンゼンの観測結果

(2) 酸性雨

酸性雨とは、硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が取り込まれて酸性を示すようになった雨のことで、通常、水素イオン濃度（pH）が5.6以下の雨のことです。酸性雨による湖沼や森林などの生態系への影響が欧米を中心に国際的な環境問題となっています。

県では自動測定機によるモニタリングを実施していますが、平成30年度は環境保健センター（鹿児島市）でpH4.07～4.79（年平均値4.42）であり、全国平均より低い（酸性を示す）値となっています。なお、県内において酸性雨による影響と思われる事象は確認されていません。

(3) 水質汚濁に係る有害物質

本市では、ゴルフ場からの農薬や一般廃棄物最終処分場からの有害物質等による水質汚濁を防止するため、排水に係る水質調査を毎年度実施しています。平成30年度の調査結果は、いずれも指針値や基準値を満足しており、良好な状態が維持されていました。

(4) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、発癌性など人体への影響が指摘されており、ダイオキシン類対策特別措置法により、ダイオキシン類を発生する施設での排出規制、大気・水質・水底の底質・土壤に係る環境基準、耐容一日摂取量の設定などが行われています。

本市では市内のごみ処理施設（川内クリーンセンター）での排ガス、焼却灰、飛灰、周辺の環境調査（大気・水質・土壤）及び最終処分場の処理水に含まれるダイオキシン類濃度の調査、及び市内の環境大気・公共用水域水質・土壤のダイオキシン類調査を実施しています。平成30年度の調査結果は、いずれも排出基準値内、環境基準値内であり、良好な状態が維持されていました。

(5) アスベスト

アスベスト（石綿）については、耐熱性等に優れているため、多くの製品や建築物に使用されてきましたが、発癌性等の健康影響を有するため、現在では製造・使用が禁止されています。

アスベストを使用した建物の解体作業には作業基準等において、各種の規制・対策が講じられており、周囲の生活環境への影響に配慮しています。

吹付けアスベスト等が使用されていた本市の公共施設については、全て対策工事が終了しました。また、工事終了後、当該施設の室内環境の粉じん濃度測定を実施し、アスベストが飛散していないことを確認しています。

(6) PRTR 制度

私たちの生活は、化学物質を原材料にした多くの製品によって支えられています。また、化学物質は製品の中に含まれているだけではなく、製品の生産、使用あるいは廃棄までの間に、さまざまなところから、大気、水、土壌などの環境中に出ています。

5万種以上あるといわれる化学物質の中には、アスベストやダイオキシン類、外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）など、発癌性や生殖毒性などを持つものが多数存在し、これらが大気や水を経由して人や生態系に影響を与える恐れがあります。

特に化学物質の取扱量が多い事業所では、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）に基づいた「化学物質排出・移動量届出制度」（PRTR制度）により、化学物質の適正管理が求められています。

PRTR制度は、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを集計し、国が公表する制度であり、どのような化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができます。

本市では、有害物質や化学物質などによる問題は特に生じていないため、今後も引き続き大気や河川などの監視や事業者への指導などを継続し、問題の未然防止に努めます。

2-6 公害防止その他

(1) 薩摩川内市環境保全条例の制定

近年では、かつての産業型公害がある程度沈静化してきた一方で、環境問題は多様化し、日常生活や身近な事業活動に対する苦情（トラブル）、また、地球温暖化や生物多様性の損失といった地球環境問題へと広がりを見せています。

本市では、これらの環境問題に対応するため、旧川内市が昭和49年に制定した公害防止条例の主旨を継承し、現在の環境保全対策を盛り込んだ市内全域を対象とする「薩摩川内市環境保全条例」を平成25年4月に施行しました。

この「薩摩川内市環境保全条例」は、「薩摩川内市環境基本条例」の基本理念にのっとり、以下に示す環境への負荷の低減を図るための規制及び効果的な地球環境保全の対策を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

【薩摩川内市環境保全条例に基づく規制等】

- | | |
|----------------|--------------|
| ・環境保全協定の締結 | ・要保全施設に関する規制 |
| ・事故時の措置 | ・深夜営業（騒音）の規制 |
| ・拡声機使用の制限 | ・生活排水対策 |
| ・地球環境保全に関する取組み | |

(2) 環境保全のための協定

本市では、環境保全協定（公害防止協定）を締結している工場等の事業所に対し、施設の適正な管理を行うよう促しています。

環境保全協定（公害防止協定）は、企業と地方公共団体あるいは住民団体とが、公害防止をはじめとした周辺環境の保全を目的として相互合意により締結するものであり、公害規制等の法令を補完し、地域社会の地理的・社会的状況に応じたきめ細かい環境保全対策を適切に行うことができるほか、企業にとっても立地に際し協定を締結し地域住民の理解を得ることが、円滑な企業活動を進める上で有効な手段となっています。

(3) 衛生害虫駆除

近年、居住環境の整備や衛生意識の向上により、衛生害虫による疾病の媒介は減少しています。しかし、一方では住宅構造や住民意識の変化により、屋内塵性ダニによるアレルギー性疾患、刺咬症など各種の不快害虫の発生など新たな問題も生じています。

本市では、快適な生活環境の保全に向けた衛生害虫駆除のため、薬剤散布を行う自治会等に煙霧機の無料貸出しや薬剤散布の指導を行っています。

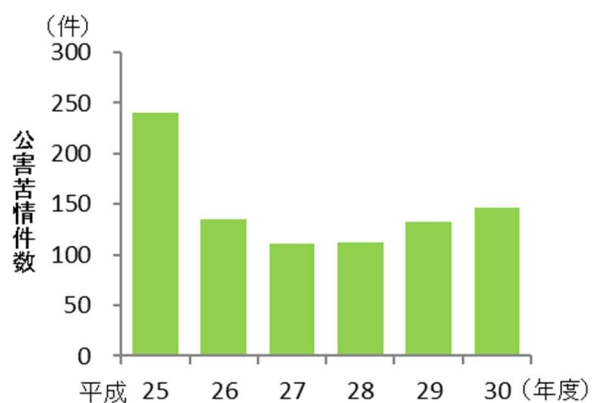
(4) 公害への苦情

本市では、公害の未然防止のため、自動車騒音や生活騒音、工場や事業所などからの騒音、悪臭、または排出される汚水やばい煙などにより問題が生じている場合には、市民からの相談を受け付けています。

また、本市での公害苦情件数は減少傾向でしたが、近年、再び増加に転じています。

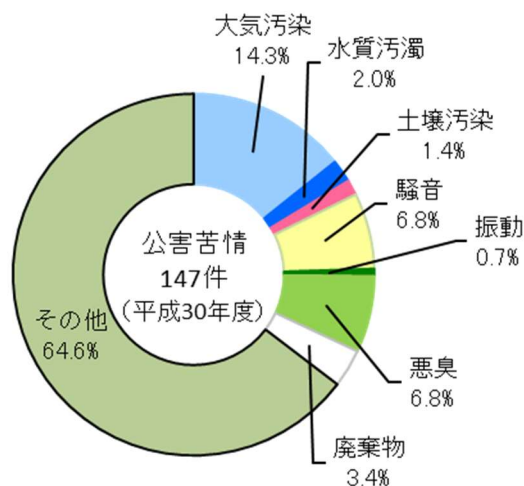
平成30年度の公害苦情件数は合計147件であり、内訳をみると、大気汚染に係る苦情(14.3%)が最も多く、次いで騒音(6.8%)などとなっていました。

大気汚染に係る苦情は、野焼きがほとんどを占めています。その他の苦情は、主に雑草繁茂など空地管理がほとんどです。



資料：薩摩川内市の環境 令和元年度版

図 2-6-1 公害苦情件数の推移



資料：薩摩川内市の環境 令和元年度版

図 2-6-2 公害苦情件数の内訳

2-7 原子力安全対策

川内原子力発電所は、1号機〔出力 89 万 kW〕が昭和 59 年（1984 年）、2号機〔出力 89 万 kW〕が昭和 60 年（1985 年）から営業運転を行っています。

発電所周辺の環境の保全と住民の安全を守るため、昭和 57 年（1982 年）に県、旧川内市、九州電力（株）との間で川内原子力発電所に関する安全協定を締結しました。なお、この協定は、市町村合併に基づき、現在は薩摩川内市が継承しています。

県と九州電力（株）は、「川内原子力発電所周辺環境放射線調査」により、環境放射線の監視を実施しており、3ヶ月ごとに調査結果を公表しています。これまで、環境放射線の調査結果に異状が認められたことはありません。

表 2-7-1 川内原子力発電所周辺環境放射線調査の概要

項 目	具 体 的 な 内 容
調査の概要	川内原子力発電所周辺の環境の保全と住民の健康を守るため、環境における原子力発電所起因の放射線による公衆の線量が、年線量限度（1ミリシーベルト/年）を十分下回っていることを確認するために実施。
結果の公表	調査結果は、学識経験者で構成される「鹿児島県環境放射線モニタリング技術委員会」の指導・助言を得て検討・評価を行い、3ヶ月ごとに公表。
調査項目	①空間放射線量 川内原子力発電所を中心に設置してあるモニタリングポスト及びモニタリングステーション 73 局で、空気中及び大気中のガンマ線の線量率（1時間当たりの放射線量）を連続測定。 ②空間積算線量 空気中及び大地からのガンマ線が、3ヶ月間にどのくらいあるかを 49 地点で測定。 ③環境試料の放射能 海水、牛乳などに含まれているベータ線やガンマ線を放出する放射性物質の濃度を測定。

3 自然共生社会の現状

3-1 地形・地質

本市の総面積は、682.92 km²です。

本市には、矢止岳、八重山などの山岳や一級河川の川内川、樋脇川、高城川、久富木川、田海川、市比野川、隈之城川、後川内川、麦之浦川、百次川、平佐川、樋渡川、大王川などがあります。

また、本土は川内川流域に川内平野が広がっており、市の外周は標高 500～600m 級の山々が囲んでいます。

甑島は本土の西方の東シナ海上にあり、上甑島、中甑島、下甑島及び属島群から構成され、海食崖、潟湖群の特徴を有しています。

市域の表層地質をみると、本土は、川内川などの河川流域や平野が砂礫粘土を中心とした堆積岩、北部が砂岩、頁岩、礫岩などの堆積岩、山地が安山岩を中心とした火成岩類で構成されています。甑島北部は堆積岩類、中央部は砂岩、頁岩、礫岩などの堆積岩類、南部は花崗岩類を中心に構成されています。

表 3-1-1 市域の主な山岳標高

山 名	標高(m)	所在地	計測点
八 重 山	676.8	入 来 町	三角点
矢 止 岳	669.6	祁 答 院 町	三角点
尾 岳	603.6	下 甑 町	三角点
瀬 戸 平 山	545.8	入 来 町	三角点
三 方 塚 山	542.0	入 来 町	標高点
冠岳（西岳）	516.3	百 次 町	三角点
青 潮 岳	510.8	下 甑 町	三角点
片 城 山	508.7	祁 答 院 町	三角点
平 原 山	505.8	青 山 町	三角点

資料：国土地理院

表 3-1-2 市域の主要河川

名 称	起 点	終 点	流路延長 (km)
川内川	熊本県球磨郡あさぎり町白髪岳	東シナ海	137.0
樋脇川	入来町浦之名字池頭	川内川合流点	22.9
高城川	城上町字都川路	川内川合流点	18.4
久富木川	祁答院町藺牟田字鳥越	川内川合流点	16.8
田海川	東郷町藤川字北野	川内川合流点	11.8
市比野川	樋脇町市比野字松ヶ平	田代川合流点	11.7
隈之城川	青山町字松元	川内川合流点	10.3
後川内川	祁答院町藺牟田字仏田	樋脇川合流点	8.2
麦之浦川	陽成町字流合	高城川合流点	7.5
百次川	永利町字大堀	隈之城川合流点	7.4
平佐川	永利町字下払	隈之城川合流点	6.8
樋渡川	東郷町鳥丸字上通山	川内川合流点	6.4
大王川	祁答院町黒木字小六	南方川合流点	5.1

注. 5km 以上の一級河川を示します。

資料：統計さつませんだい 平成 30 年度版 （国土交通省 川内川河川事務所）

3-2 優れた自然

本市は、西方海岸・唐浜海岸、甌島などの変化に富んだ海岸に代表される豊かな自然に恵まれています。

本市における優れた自然としては、第2回・第3回自然環境保全基礎調査（環境省）に基づく「特定植物群落」として藺牟田池の湿原植生、「優れた地形」として長目の浜砂州などがあります。

表 3-2-1 第2回・第3回自然環境保全基礎調査（環境省）に基づく優れた自然

本 土	○特定植物群落（ヤッコウソウ自生のスダジイ、藺牟田池の湿原植生など） ○昆虫類（ハッチョウトンボ、ハルゼミ、ヨツボシトンボなど） ○火山群（藺牟田火山） ○非火山性高原（台地状）（上床（寺山）、八重高原など） ○非火山性孤峰（丸山） ○断崖・岸壁（岩下の断崖、清浦南部の断崖、天狗鼻） ○岩峰・岩柱（古城滑石） ○節理（寺山の板状節理、材木岩） ○峡谷・溪谷（清浦近くの溪谷） ○滝（藤本滝、三方塚山近くの滝、長野集落近くの滝など） ○湖沼（藺牟田池、寄田の湖沼（小比良池）など）
甌 島	○特定植物群落（甌島のウバメガシ低木林、甌島へゴ自生のタブノキ林） ○昆虫類（アカギカメムシ） ○サンゴ群集（現存） ○非火山性孤峰（青潮岳） ○湖沼（貝池、海鼠池、鵜崎池、須口池など） ○溺れ谷（浦内湾） ○多島海（上甌島北東） ○砂州（長目の浜砂州など） ○陸けい砂州（トンボロ） ○海食洞（鶴穴） ○自然海岸（浜） ○自然海岸（浜以外）

3-3 動物

(1) 動物の分布状況

本市は、国定公園に指定されている甑島、県立自然公園に指定されている川内川流域や藺牟田池など、豊かな自然環境に恵まれ、多くの生物が生息し、渡り鳥などの野鳥や、寄田、唐浜、手打、青瀬などの海岸にはウミガメが上陸します。また、甑島の貝池には古生代から生き残っている世界的にも珍しいクロマチウムというバクテリアが生息しています。

(2) 希少な動物

「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 2003」によると、本市において『絶滅危惧Ⅱ類』以上の動物は、哺乳類 2 種、鳥類 13 種、爬虫類・両生類 3 種、汽水・淡水魚類 2 種、昆虫類 12 種、貝類 22 種の合計 54 種が記載されています。

表 3-3-1(1) 本市に分布する希少な動物

区分	No	種 名	地 名 等	県カテゴリー
哺乳類	1	カヤネズミ	川内川	絶滅危惧Ⅱ類
	2	ホンDIGツネ	薩摩半島南部や大隅半島まで広い範囲	
鳥類	1	サンカノゴイ	川内	絶滅危惧Ⅰ類
	2	クマタカ	東郷	
	3	コアジサシ	川内、上甑島	
	4	ヒシクイ	川内（高江）	
	5	オオタカ	川内、甑島列島	絶滅危惧Ⅱ類
	6	チュウヒ	藺牟田池、川内（高江）	
	7	ハヤブサ	川内、甑島列島	
	8	ナベヅル	川内	
	9	マナヅル	川内	
	10	イカルチドリ	川内川	
	11	オオジシギ	上甑島	
	12	ツバメチドリ	甑島列島	
	13	ウチヤマセンニュウ	上甑島	
爬虫類・ 両生類	1	アカウミガメ	県内のほぼ全域の砂浜	絶滅危惧Ⅱ類
	2	ブチサンショウウオ	紫尾山周辺	絶滅危惧Ⅱ類
	3	ベッコウサンショウウオ	紫尾山周辺	
汽水・淡水 産魚類	1	シロウオ	川内川	絶滅危惧Ⅱ類
	2	チクゼンハゼ	高尾野川から万之瀬川にかけて	
昆虫類	1	アオイトトンボ	上甑村中川原（1966 年）鹿島村寺池の池（1977 年）	絶滅危惧Ⅰ類
	2	ベッコウトンボ	祁答院（藺牟田池）、川内（寄田、中郷）	
	3	ヨドシロヘリハンミョウ	川内（轟川）	
	4	カワラハンミョウ	川内に生息の可能性有り	
	5	オオウラギンヒョウモン	川内川（1949～1960 年）	
	6	タイワンツバメシジミ	川内、甑島	
	7	モートンイトトンボ	川内（1957 年）	絶滅危惧Ⅱ類
	8	ベニイトトンボ	東郷（南瀬 1987 年）	
	9	タバサナエ	川内（高江）（1994 年～）	
	10	タガメ	藺牟田池（1980 年代）	
	11	ルイスハンミョウ	川内（轟川）	
	12	オナガアゲハ	川内	

資料：鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 2003（鹿児島県）

表 3-3-1(2) 本市に分布する希少な動物

区分	No	種 名	地 名 等	県カテゴリー
陸産貝類・ 淡水汽水産 貝類	1	オキヒラシイノミガイ	薩摩地方（地名不詳）	絶滅
	2	ドングリカノコガイ	川内川河口	絶滅危惧Ⅰ類
	3	ツブカワザンショウガイ	薩摩地方（地名不詳）	
	4	クリイロカワザンショウガイ	上甑島、下甑島、薩摩地方（地名不詳）	
	5	クロクリイロカワザンショウガイ	薩摩地方（地名不詳）	
	6	ヨシダカワザンショウガイ	川内川河口	
	7	ムシヤドリカワザンショウガイ	川内（湯島）、川内川、川内川河口	
	8	シイノミミガイ	薩摩地方（地名不詳）	
	9	ハナコギセル	薩摩地方（地名不詳）	
	10	ヒロクチカノコガイ	薩摩地方（地名不詳）	絶滅危惧Ⅱ類
	11	ミヤコドリ	甑島列島	
	12	シリプトゴマガイ	薩摩地方（地名不詳）	
	13	ハンミガキゴマガイ	上甑島	
	14	ヒメマルマメタニシ	川内（寄田、高江、平佐）	
	15	クリイロコミミガイ	薩摩地方（地名不詳）	
	16	コシキジマギセル	甑島列島	
	17	ヒロクチコギセル	薩摩地方（地名不詳）	
	18	レンズガイ	川内	
	19	コシキコウベマイマイ	甑島列島	
	20	コシキフリィデルマイマイ	下甑島	
	21	ニセマツカサガイ	川内川、川内（高江）	
	22	カラスガイ	薩摩地方（地名不詳）	

資料：鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 2003（鹿児島県）

3-4 植物

(1) 植生

本土地域内の植生をみると、周辺の山地の大部分はスギ・ヒノキの植林地によって占められています。自然植生はほとんどなく、夏緑広葉樹林などで構成される代償植生が植林地の中に点在しています。

甑島地域内の多くは森林で占められています。なお、上甑島の植生の多くはクロマツの植林地で、中甑島や下甑島ではシイ、マテガシ、ヤマモモ、ヤブニッケイなどで構成される代償植生が多くを占めています。

(2) 希少な植物

「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 2003」に記載されている貴重な植物群集、植物群落のうち、本市に分布するものを以下に示します。

表 3-4-1 本市に分布する貴重な植物群集、植物群落

区 分	植物群集及び植物群落
常緑広葉高木林（照葉樹林）	スダジイ群落
	ムサシアブミ-タブ群集
湖 畔 林	ジャヤナギ群落
	タチヤナギ群落
暖地性先駆木本群落	エノキ群落
木生シダ群落	ヘゴ群落
海岸低木林	ハマゴウ群落
	ハマボウ群集
	ウバメガシ群落
	ハマナツメ群落
低層湿原・挺水植物群落	オギ群集
	カサスゲ群集
	カンガレイ群落
	ツルヨシ群落
	ヒトモトススキ群落
	フトイ群落
	マコモ群落
	アキカサスゲ群落
浮葉植物群落	オニバス群落
	ジュンサイ-ヒツジグサ群落
	オニバス-ヒシ群落
塩生湿地植物群落	アイアシ群落
	シオクグ群落
海浜草本群落	グンバイヒルガオ群落
海岸崖地草本群落	サツマノギク-ホソバワダン群集
岩上・岩隙草本群落	ミツデウラボシ-イワタバコ群集

資料：鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 2003（鹿児島県）

また、「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 2003」によると、本市において絶滅危惧Ⅱ類以上の植物はシダ植物 9 種、被子植物 64 種、単子葉植物 76 種の合計 149 種が記載されています。

表 3-4-2(1) 本市に分布する希少な植物

科 名	種 名	地 名 等	県カテゴリー
ミズニラ科	ミズニラ	蘭牟田池	絶滅危惧Ⅰ類
オシダ科	ニセヨゴレイタチシダ	東郷	絶滅危惧Ⅰ類
	キュウシュウイノデ	祁答院	
イワデンダ科	フクレギシダ	入来、甌島	絶滅危惧Ⅰ類
ウラジロ科	カネコシダ	薩摩半島（地名不詳）	絶滅危惧Ⅱ類
シノブ科	シノブ	薩摩（地名不詳）	絶滅危惧Ⅱ類
チャセンシダ科	オオタニワタリ	各地（地名不詳）	絶滅危惧Ⅱ類
スイレン科	オニバス	川内	絶滅危惧Ⅰ類
	ジュンサイ	川内（1929 年）	
	コウホネ	川内、樋脇	絶滅危惧Ⅱ類
	オグラコウホネ	蘭牟田池	
	ヒメコウホネ	川内	
タデ科	サイコクヌカボ	川内	絶滅危惧Ⅰ類
	マダイオウ	蘭牟田池	
	コギシギシ	川内	絶滅危惧Ⅱ類
ブナ科	ハナガガシ	樋脇、祁答院	絶滅危惧Ⅱ類
ツツジ科	ハヤトミツバツツジ	蘭牟田池	絶滅危惧Ⅰ類
	ナンゴクミツバツツジ	八重山	
	ヒメミツバツツジ	尾岳（下甌）	
	コバノミツバツツジ	県北部山地（地名不詳）	絶滅危惧Ⅱ類
ハマジンチョウ科	ハマジンチョウ	上甌島	絶滅危惧Ⅰ類
ナデシコ科	タチハコベ	県北部から薩摩半島（地名不詳）	絶滅危惧Ⅱ類
アブラナ科	ミズタガラシ	川内（1926 年）	絶滅危惧Ⅱ類
ユキノシタ科	タコノアシ	川内	絶滅危惧Ⅱ類
カワゴケソウ科	カワゴケソウ	薩摩半島西北部	絶滅危惧Ⅱ類
ミソハギ科	ミズマツバ	上甌島、川内、樋脇	絶滅危惧Ⅱ類
ヒシ科	オニビシ	川内（吉田池）	絶滅危惧Ⅱ類
クロウメモドキ科	ハマナツメ	上甌島、川内	絶滅危惧Ⅱ類
ウルシ科	チャンチンモドキ	川内	絶滅危惧Ⅱ類
モクセイ科	ウスギモクセイ	県北西部（地名不詳）	絶滅危惧Ⅱ類
アカネ科	ヘツカニガキ	薩摩（地名不詳）	絶滅危惧Ⅱ類
リンドウ科	イヌセンブリ	川内	絶滅危惧Ⅱ類
トウワタ科	ナンゴクカモメヅル	蘭牟田池	絶滅危惧Ⅱ類
シソ科	ミズトラノオ	川内（隈之城）	絶滅危惧Ⅰ類
	ミズネコノオ	上甌島、川内	絶滅危惧Ⅱ類
	キセワタ	蘭牟田池	
	ニガクサ	下甌島、樋脇	
ゴマノハグサ科	マルバサワトウガラシ	川内、入来（中山）	絶滅危惧Ⅰ類
	トラノオスズカケ	樋脇（1925 年）	絶滅危惧Ⅱ類
タヌキモ科	ミカワタヌキモ	川内、蘭牟田池	絶滅危惧Ⅰ類
	ノタヌキモ	県北部（地名不詳）	絶滅危惧Ⅱ類
	イヌタヌキモ	県北西部、薩摩半島（地名不詳）	
ミツガシワ科	ヒメシロアサザ	川内	絶滅危惧Ⅰ類
キキョウ科	ホタルブクロ	甌島、川内	絶滅危惧Ⅱ類
	サワギキョウ	蘭牟田池	
	ツルギキョウ	甌島	
	ツクシタニギキョウ	下甌島	

資料：鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 2003（鹿児島県）

表 3-4-2(2) 本市に分布する希少な植物

科 名	種 名	地 名 等	県カテゴリー
オミナエシ科	カノコソウ	藺牟田池	絶滅危惧Ⅱ類
	オミナエシ	下甑島 (1920 年)	
イバラモ科	イバラモ	上甑島、川内 (隈之城 1926 年、麓)	絶滅危惧Ⅱ類
キク科	マルバテイショウソウ	樋脇	絶滅危惧Ⅰ類
	マンシュウスイラン	川内	
	ホソバニガナ	甑島、藺牟田池	
	サワオグルマ	川内、藺牟田池	
	ナンゴクハマヨモギ	上甑島	
	ダルマギク	下甑島	
	ナガバノコウヤボウキ	下甑島 (西海岸)	
	コシキギク	下甑島の北部および西部海岸地域	
	ニシノヤマタイミンガサ	下甑島	絶滅危惧Ⅱ類
	アキノハハコグサ	下甑島	
	ヒナヒゴタイ	甑島、藺牟田池、入来峠	
オモダカ科	ヒトツバオモダカ	藺牟田池	絶滅危惧Ⅰ類
	アギナシ	藺牟田池	絶滅危惧Ⅱ類
トチカガミ科	スブタ	上甑島、川内	絶滅危惧Ⅱ類
	ヤナギスブタ	樋脇 (1925 年)	
ヒルムシロ科	コバノヒルムシロ	川内、樋脇	絶滅危惧Ⅱ類
	ササバモ	川内	
	ホソバミズヒキモ	上甑島 (1920 年)、川内 (1926 年)	
	ミズヒキモ	南九州 (地名不詳)	
	イトモ	川内	
ホシクサ科	ニッポンイヌノヒゲ	藺牟田池	絶滅危惧Ⅰ類
	イヌノヒゲ	川内	
	ツクシクロイヌノヒゲ	県北部から薩摩半島 (地名不詳)	絶滅危惧Ⅱ類
	オオホシクサ	川内、入来峠	
	クロホシクサ	川内、藺牟田池	
イグサ科	タチコウガイゼキショウ	川内、藺牟田池	絶滅危惧Ⅱ類
カヤツリグサ科	クロカワズスゲ	川内	絶滅危惧Ⅰ類
	シマテンツキ	南九州 (地名不詳)	
	ツクシカンガレイ	藺牟田池	
	タイワンスゲ	川内	絶滅危惧Ⅱ類
	カガシラ	川内、樋脇	
	コマツカサススキ	藺牟田池	
イネ科	ヤマアワ	藺牟田池 (1924 年、1960)	絶滅危惧Ⅰ類
	ミズタカモジグサ	藺牟田池	絶滅危惧Ⅱ類
	ウンヌケモドキ	北薩、樋脇	
	チョウセンガリヤス	川内	
	アシカキ	藺牟田池	
ユリ科	ノヒメユリ	樋脇 (1925 年)	絶滅危惧Ⅰ類
	コシキイトラッキョウ	上甑島、下甑島	
	キバナチゴユリ	下甑島 (尾岳)	
	ケイビラン	下甑島 (尾岳)	絶滅危惧Ⅱ類
	チャボシライトソウ	下甑島 (尾岳)	
	ハウチャクソウ	下甑島	
	ツクシショウジョウバカマ	下甑島	
	ナルコユリ	下甑島	
	チャボホトトギス	下甑島 (尾岳)	
	コバギボウシ	藺牟田池	
	オオバギボウシ	樋脇	
	オモト	下甑島 (尾岳)、樋脇	

資料：鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 2003 (鹿児島県)

表 3-4-2(3) 本市に分布する希少な植物

科 名	種 名	地 名 等	県カテゴリー
ミクリ科	ヒメミクリ	蘭牟田池	絶滅危惧Ⅱ類
ラン科	キリシマエビネ	下甑島（尾岳）、樋脇（天狗岩）	絶滅危惧Ⅰ類
	サギソウ	川内（1926 年）	
	ガンゼキラン	樋脇（1925 年）	
	ツレサギソウ	蘭牟田池	
	クモラン	東郷	
	サツマチドリ	下甑島	
	ダルマエビネ	甑島群島、入来峠	
	サクラジマエビネ	下甑島（尾岳）、入来峠	
	カンラン	下甑島（尾岳）	
	ベニシュスラン	上甑島（1920 年）	
	クモキリソウ	下甑島	
	フウラン	下甑島	
	ムカゴサイシン	甑島	
	ハツシマラン	下甑島（尾岳）	
	ミズチドリ	八重山	
	コオロギラン	下甑島（尾岳）	
	ヤクシマネッタイル	下甑島（尾岳）	
	ミヤマムギラン	下甑島	絶滅危惧Ⅱ類
	エビネ	下甑島（尾岳）	
	トクサラン	下甑島（尾岳）	
	オナガエビネ	下甑島（尾岳）	
	ムヨウラン	下甑島（尾岳）	
	セイタカスズムシソウ	南九州（地名不詳）	
	ジガバチソウ	下甑島（尾岳）	
	ヒメトケンラン	下甑島（尾岳）	
	ヤクシマヒメアリドオシラン	下甑島（尾岳）	
	マメヅタラン	樋脇（天狗岩）	
	キエビネ	下甑島（尾岳）、樋脇	
	ミズトンボ	川内	
	ヤマトキシソウ	下甑島（尾岳 1920 年）、樋脇	
リュウビンタイ科	ヒノタニリュウビンタイ	下甑島	絶滅危惧Ⅱ類
ツルキジノオ科	アツイタ	甑	絶滅危惧Ⅰ類
ウマノスズクサ科	サンコカンアオイ	甑島（尾岳）	絶滅危惧Ⅱ類
ツゲ科	ツゲ	下甑島	絶滅危惧Ⅱ類
トウダイグサ科	ナツトウダイ	上甑島、下甑島	絶滅危惧Ⅱ類
サガリバナ科	トモエソウ	下甑島（1920 年）	絶滅危惧Ⅰ類
ベンケイソウ科	ツメレンゲ	甑群島	絶滅危惧Ⅰ類
マメ科	コシキジマハギ	上甑島、下甑島	絶滅危惧Ⅱ類
アカバナ科	ミズタマソウ	下甑島	絶滅危惧Ⅱ類
ニシキギ科	ヒゼンマユミ	上甑島	絶滅危惧Ⅱ類
	ツリバナ	県北部、薩摩半島（地名不詳）	
セリ科	イヌトウキ	下甑島（内川内 1920 年 青潮岳 1920 年、尾岳）	絶滅危惧Ⅰ類
クマツヅラ科	ダンギク	下甑島	絶滅危惧Ⅰ類
ヒルムシロ科	リュウノヒゲモ	上甑島	絶滅危惧Ⅰ類
イバラモ科	ヒロハトリゲモ	上甑島	絶滅危惧Ⅰ類
アマモ科	アマモ	中甑島（1920 年）	絶滅危惧Ⅱ類
カヤツリグサ科	アオバスゲ	甑島	絶滅危惧Ⅰ類
	キノクニスゲ	上甑、下甑島	絶滅危惧Ⅱ類
ヤマノイモ科	ツクシタチドコロ	甑島（尾岳、西海岸）	絶滅危惧Ⅱ類

資料：鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 2003（鹿児島県）

3-5 自然保護

(1) 文化財としての指定

貴重な動植物やその生息地などについては、天然記念物として指定し、保護に努めています。

表 3-5-1 天然記念物の指定状況

指定	名 称	地 域
国	蘭牟田池の泥炭形成植物群落	祁答院
	ヘゴ自生北限地帯	里、上甕、下甕
	藤川天神の臥龍梅	東郷
	永利のオガタマノキ	川内
	カラスバト	甕島（地域を定めず）
県	オニバス自生地	川内
市	新田神社の大樟	川内
	諏訪神社のイスノキ	入来
	鷹之巣神社のイチイガシ	入来
	鷹之巣神社のナギ	入来
	ウミネコ繁殖地	鹿島
	珊瑚群生地	鹿島
	梶原家の大ソテツ	鹿島
	徳船寺境内及周辺樹林	鹿島
	久留須梅	東郷
	久見崎ハマボウ自生地	川内

資料：薩摩川内市指定文化財等一覧（平成 21 年 10 月 23 日現在）

(2) 自然公園

本市には、国定公園が 1 箇所、県立自然公園が 2 箇所あり、県が保護・管理を行っています。

自然公園内では、自然保護や景観保全等のため、一定の行為を行う場合は届出・許可が必要となっています。

表 3-5-2(1) 国定公園の概要

自然公園	指定 年月日	特別地域 (ha)					
		特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	1～3 計	特計
甕島国定公園	H27. 3. 16	80. 0	795. 0	1, 498. 0	3, 010. 0	5, 303. 0	5, 389. 0
					普通地域 (ha)	合 計 (ha)	海域公園 (ha)
					58. 0	5, 447. 0	6, 759. 7

資料：鹿児島県

表 3-5-2(2) 県立自然公園の概要

自然公園	指定 年月日	特別地域 (ha)				普通地域 (ha)	合 計 (ha)
		第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計		
蘭牟田池 県立自然公園	S28. 3. 31	0. 0	187. 5 (153. 0)	0. 0	187. 5 (153. 0)	3, 750. 2 (2, 987. 2)	3, 937. 7 (3, 140. 2)
川内川流域 県立自然公園	S39. 4. 1	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	6, 571. 0 (1, 398. 4)	6, 571. 0 (1, 398. 4)
合 計		0. 0	187. 5 (153. 0)	0. 0	187. 5 (153. 0)	10, 321. 2 (4, 385. 6)	10, 508. 7 (4, 538. 6)

注. () 内の数値は、薩摩川内市における面積を示します。

資料：鹿児島県

(3) 藺牟田池

藺牟田池は、ベッコウトンボが安定的に生息する地として平成8年にベッコウトンボ生息地保護区に指定され、平成17年には世界的に重要な湿地として、ラムサール条約の登録湿地になりました。また、ベッコウトンボは、環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧ⅠA類に指定されており、平成6年には国内希少野生動植物種に指定され捕獲が禁止されています。

藺牟田池では、植物の遺骸が積み重なり泥炭化したものが離脱して浮島となり、水面付近で浮遊しています。この浮島の泥炭土は湿潤、弱酸性、貧栄養という特異的な環境であるため、希少な動植物が生育する「ミミカキグサーエゾミソハギ群落」が発達しています。しかし、この「ミミカキグサーエゾミソハギ群落」は、近年、渇水などの影響で浮島の表面が乾燥したことなどにより、生息地の衰退が報告されています。

また、藺牟田池では、これまでの調査により水生昆虫は19科49種が確認されており、このうち県のレッドデータブック記載種などの貴重な昆虫類は4科5種です。また、植物は、県のレッドデータブック記載種などの貴重な植物種は6科8種です。

表 3-5-3 これまでの調査で確認された貴重な昆虫類・植物種

■昆虫類

科 名	種 名	指定区分	確認状況		
			H18	H22	H25
トンボ	ベッコウトンボ	種保、鹿Ⅰ、環ⅠA	○	—	○
アメンボ	エサキアメンボ	環準	○	—	—
コオイムシ	コオイムシ	鹿準、環準	○	○	—
ゲンゴロウ	コガタノゲンゴロウ	鹿準、環Ⅱ	○	○	○
	クロゲンゴロウ	環準	—	—	○

■植物種

科 名	種 名	指定区分	確認状況		
			H18	H22	H25
タデ	マダイオウ	鹿Ⅰ	○	○	○
スイレン	ジュンサイ	鹿Ⅰ	○	○	—
ゴマノハグサ	マルバノサワトウガラシ	鹿Ⅰ、環Ⅱ	—	○	—
	スズメハコベ	鹿情、環Ⅱ	○	○	○
タヌキモ	ホザキノミミカキグサ	鹿Ⅱ	○	○	○
	イトタヌキモ（ミカワタヌキモ）	鹿Ⅰ、環Ⅱ	○	○	○
	イヌタヌキモ	鹿Ⅱ、環準	○	○	○
オモダカ	アギナシ	鹿Ⅱ、環準	○	—	—
ホシクサ	クロホシクサ	鹿Ⅱ、環Ⅱ	○	○	○
イネ	アシカキ	鹿Ⅱ	○	○	—
ミクリ	ヒメミクリ	鹿Ⅱ、環Ⅱ	○	—	○
カヤツリグサ	ツクシカンガレイ	鹿Ⅰ	○	○	○

注. 指定区分の凡例

- 種保：種の保存法において国内希少野生動植物に指定されている種
- 鹿Ⅰ：県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅰ類として記載されている種
- 鹿Ⅱ：県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として記載されている種
- 鹿準：県レッドデータブックに準絶滅危惧として記載されている種
- 鹿情：県レッドデータブックに情報不足として記載されている種
- 環ⅠA：環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として記載されている種
- 環ⅠB：環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として記載されている種
- 環Ⅱ：環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として記載されている種
- 環準：環境省レッドリストに準絶滅危惧として記載されている種

資料：平成25年度 藺牟田池報告書（昆虫類、植物種）

本市では、藺牟田池の貴重な生態系を保全するため、オオクチバス、ブルーギル等の外来魚の再放流を、薩摩川内市藺牟田池自然公園施設条例で平成18年4月から禁止しました。また、平成23年には、ベッコウトンボが生息できる場所の確保と、藺牟田池の自然を身近に観察できる場所の整備を目的としてビオトープを設置しました。この他、外来魚駆除釣り大会などの環境保全対策を実施しています。

(4) 川内川

九州屈指の河川である川内川には、多くの種類の生物が生息・生育しており、豊かな生態系が維持されています。

「河川水辺の国勢調査」(国土交通省)によると、川内川では、両生類・爬虫類・哺乳類は31種、鳥類は105種、魚類は63種、底生動物は336種、陸上昆虫類等は1,435種、植物は630種確認されました。また、これらの中には、法やレッドリストに基づく重要種も多数確認されました。

その一方で、国外外来種も多数確認され、この中には規制・防除の対象となる特定外来種も含まれており、生物多様性が保全された本来の生態系を維持していくためには、今後何らかの対策が必要と考えられます。

表 3-5-4 川内川で確認された生物種

区 分	調査年度	確認種	全国版重要種	国外外来種	特定外来種
両生類・爬虫類・哺乳類	平成13年度	31種	3種	3種	1種
鳥類	平成14年度	105種	13種	4種	1種
魚類	平成21年度	63種	11種	5種	1種
底生動物	平成22年度	336種	8種	8種	0種
陸上昆虫類等	平成19年度	1,435種	5種	9種	0種
植物	平成20年度	630種	43種	103種	3種

注1. 全国版重要種：以下のいずれかに該当する生物種

- ・「文化財保護法」により指定された特別天然記念物および天然記念物
- ・「種の保存法」により指定された国内希少野生動植物種および緊急指定種
- ・環境省のレッドリスト掲載種

2. 特定外来種：外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼす生物種。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)で指定。

資料：河川水辺の国勢調査(国土交通省)

(5) 外来生物対策

本来の生態系を保全するため、外来生物対策を推進する必要があります。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」は、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的としています。また、外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを原則禁止としています。

①淡水魚類

オオクチバス、ブルーギル等は特定外来生物に指定されています。蘭牟田池では、これらの外来魚により在来の魚や昆虫類が捕食されるなど、本来の生態系が大きな影響を受けています。

環境省では、オオクチバス、ブルーギル等の防除手法を確立することを目的として平成17年度から「蘭牟田池オオクチバス等防除モデル事業」を展開し、その成果として「蘭牟田池外来魚駆除マニュアル」を平成22年12月に公表しました。本マニュアルでは、これまで蘭牟田池で実施した外来魚の駆除方法を詳細に紹介しており、本マニュアルに基づき、他の水域でも効果的な外来魚駆除が行われることが期待されます。

本市でも、蘭牟田池におけるオオクチバス、ブルーギル等への対策として、「薩摩川内市蘭牟田池自然公園施設条例」を改正し外来魚の再放流を禁止したほか、外来魚回収ボックスを2基設置して駆除に努めています。

②哺乳類

平成21年に鹿児島市喜入地区において、鹿児島県本土で初めてマングースが発見・捕獲されました（奄美大島では昭和54年に確認されています）。また、本市においても平成24年2月に高江町で1頭が発見・捕獲されましたがその後は発見されていません。鹿児島県は、県内へのマングースの侵入経路は不明であるが、県内各地への拡大分布を否定できない状況にあるとしています。

また、アライグマについて、平成27年1月15日、本県始良市重富地域で1頭が捕獲されていたことが確認されました。九州北部では既に定着していること、隣接する熊本県や宮崎県の一部地域でも既に侵入が確認されていることから、本県においても警戒が必要です。

③クモ類

ハイイロゴケグモは平成13年、セアカゴケグモは平成20年に県内で最初の発見報告がされています。侵入経路は不明ですが、発見場所が港や空港であったことから、県外からの物流コンテナ等に付着して侵入した可能性が高いと考えられています。今のところ、港や空港以外での新たな発見・報告はないため、生息域の拡大の可能性は低いと考えられており、令和2年1月現在、本市での発見・報告はありません。

④植物

『トッコウバナ』で知られているオオキンケイギクは、市内・県内はもとより日本全国で繁殖しています。環境省では、各自治体等へのチラシの配布等を行い、駆除の啓発につとめています。

(6) 鳥獣保護

鳥獣の保護増殖を図るため、本市には鳥獣保護区や休猟区などが設定されています。

その一方で、有害鳥獣による農作物等への被害が大きくなってきており、有害鳥獣対策の拡充が必要となっています。

表 3-5-6 鳥獣保護区の指定状況（平成 31 年度）

保護区	面積(ha)	設定年	存続期間
新田神社	30	1964（昭和39）	平成 26 年 11 月 1 日～平成 36 年 10 月 31 日
中郷池周辺	117	1973（昭和 48）	平成 25 年 11 月 1 日～平成 35 年 10 月 31 日
清浦ダム	12	1974（昭和49）	平成 26 年 11 月 1 日～平成 36 年 10 月 31 日
丸山公園	55	1978（昭和53）	平成 30 年 11 月 1 日～平成 40 年 10 月 31 日
寺山	319	1987（昭和62）	平成 29 年 11 月 1 日～平成 39 年 10 月 31 日
滝の山	95	1989（平成元）	平成 21 年 11 月 1 日～平成 31 年 10 月 31 日
鹿島	390	1989（平成元）	平成 21 年 11 月 1 日～平成 31 年 10 月 31 日
鹿島南	478	1994（平成6）	平成 26 年 11 月 1 日～平成 36 年 10 月 31 日

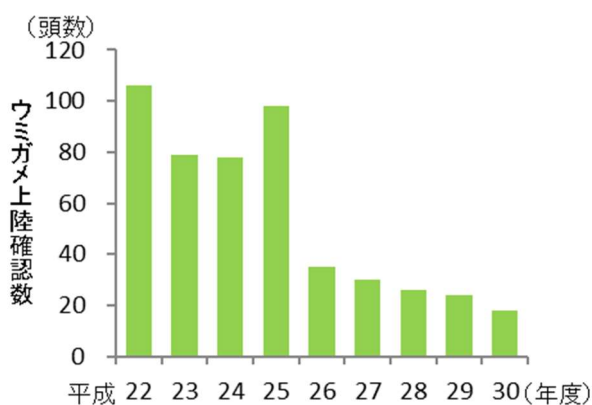
資料：鹿児島県

(7) ウミガメの保護

鹿児島県では貴重な野生生物であるウミガメの保護を図るため、昭和 63 年に「鹿児島県ウミガメ保護条例」を制定し、保護対策を講じてきています。

本市でも、ウミガメ保護監視員の設置やウミガメふ化場の設置による保護、市民への啓発活動などに取り組んでいます。

市域でのウミガメ上陸確認頭数は、年度による変動はありますが、近年では、浸食による砂浜の減少で、上陸産卵場所やふ化場設置場所が少なくなっていることが問題になってきています。



資料：鹿児島県

図 3-5-1 ウミガメの上陸確認頭数

(8) 海岸部の生態系の保護

本市の海岸部の一部区域において、松くい虫の被害が拡大しているため、本市では、伐倒駆除や無人ヘリによる空中散布を実施し、防除に努めているところですが、現状ではほとんどの松林が枯れて広葉樹へと樹種転換が進んできている状況にあります。

サンゴ群集は魚類の産卵場や保育場として重要です。沿岸部の生態系の保全のため、本市では、甌島漁協と協議しながらサンゴへの被害を及ぼすオニヒトデの駆除に努めています。サンゴ群集は移動性が低く、環境の変化による影響（主に陸域からの影響）を受けやすいことから、沿岸部の環境の健全性を示す指標となっています。

3-6 森林・農地

(1) 森林

森林には、木材資源の供給のほか、水源の涵養機能や二酸化炭素の吸収機能などの重要な機能があります。本市にも豊かな森林が広がっていますが、高齢化や従事者の減少などにより、森林の適切な管理が行われなくなってきました。

本市における森林ボランティアの活動としては、白砂青松の森づくり事業や、事業者を主体としたボランティア団体等の活動が実施されています。

(2) 農地

「第3次薩摩川内市農業・農村振興基本計画」（平成31年3月策定）によると、39,784ha（地域の58.3%）が農業振興地域に指定され、そのうち農用地区域が4,017ha（同5.9%）です。また、農用地区域のうち農地が3,677ha（全農用地区域の5.3%）です。

農地には、農産物の供給のほか、雨水を涵養し大雨時に洪水を緩和する機能、美しい景観を形成する機能などがありますが、高齢化や従事者の減少などにより、農地の適切な管理が行われなくなってきました。また、耕作放棄地の増加などにより、耕地面積が減少しています。

このような状況の中、本市の主要産業である農業の活性化に向けて、社団法人薩摩川内市農業公社では、新規就農希望者のための農業研修を実施しています。

表 3-6-1 農業研修の概要

項 目	具 体 的 な 内 容
対象者	おおむね 55 歳以下で研修・就農意欲が高く、健康な市民の方
研修期間	1 年 6 ヶ月以上
研修作物	市重点 7 品目の中から選択 (いちご、らっきょう、ゴーヤー、ごぼう、やまのいも、きんかん、ぶどう)
実地研修の内容	・ハウス栽培および露地栽培を実習 ・栽培面積：1 人当たり 10 アール程度
募集人員	年間 5 名程度

資料：第3次薩摩川内市農業・農村振興基本計画

この他、近年では、シカやイノシシ等の鳥獣による農作物への被害が拡大しており、対応に苦慮している状況にあることを受けて、本市では「薩摩川内市鳥獣被害防止計画」を平成24年3月に策定しました。この防止計画では、地域の全員が主体となって被害防止のための活動に取り組める体制づくりを目指すことを目的として、鳥獣被害の現況把握や市の実施する鳥獣被害防止対策の概要と実績、対象鳥獣の捕獲計画などのほか、市民が被害防止対策に取り組むにあたって活用できる補助事業（電気柵の購入費に対する補助）等の情報を示しています。

3-7 自然とのふれあいなど

(1) 自然とのふれあい、観光

本市には、西方海岸や唐浜海岸、甕島などの変化に富んだ美しい海岸、九州屈指の河川である川内川、ラムサール条約に登録された藺牟田池など豊かな自然に恵まれ、海水浴場や釣場、ウォータースポーツや水遊びの場などとして自然とふれあう場所も数多く所在します。

中でも、川内川は河川公園や散策道などが整備されており、散策、釣り、スポーツ、水遊びなどでの利用者が多くなっています。「河川水辺の国勢調査」（国土交通省）によると、平成26年度の川内川の河川空間利用者は約46.8万人であり、このうち散策等の利用が71%でした。また、沿川市町村人口（約17.9万人）からみた年間平均利用回数は、約2.5回/人でした。

この他、本市には、市比野をはじめとする高城、入来、藺牟田などの温泉が多数所在し、また、可愛山陵・新田神社、薩摩国分寺跡史跡公園、清色城跡、薩摩川内市入来麓伝統的建造物群保存地区、亀城跡などの歴史的・文化的資源も多く残されており、様々な観光資源に恵まれています。

この他、本市では、川内川花火大会、薩摩川内はんやまつり、川内大綱引などの催事が季節に応じて行われており、行事ごとに多数の観光客が来訪しています。

体験型の観光ルートの構築のため、薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会での受入農家を基本に、中学校・高校の教育旅行を受け入れています。九州新幹線全線開業の効果もあり、受入数は増加傾向にあります。また、甕島に関しては、「甕島ツーリズムビジョン」を平成27年3月に策定し、観光振興を軸とした地域振興を図っています。

(2) 景観

本市には、豊かな森林や農地が広がり、川内川や樋脇川などの一級河川、藺牟田池などの湖沼、白砂青松の海岸線などの多種多様な自然景観があります。

また、八重山や尾岳に代表される山岳の他、身近にある寺山、丸山、愛宕山、遠目木山など常緑の山々がそびえ、棚田や平地の田畑などとともに、私たちの生活における日常的な風景として、集落と共存した田園景観、里地里山的景観が数多く見受けられます。

この他、それぞれの地域で継承されてきた歴史的資源や伝統芸能等の文化資源を有しており、独自の歴史的・文化的景観を創出しています。

本市では、これらの優れた景観資源を適切に保全・活用するため、薩摩川内市景観条例に基づき、「薩摩川内市ふるさと景観計画」を平成21年3月に策定し、景観形成に係る施策を総合的に推進しています。この景観計画の策定と併せて、本市のまちづくり、観光の促進等に活かしていくことを目的として「薩摩川内市ふるさと景観100選マップ」を作成しました。

また、地区コミュニティ協議会による景観提案制度に基づき「景観重要資産」を指定することにより、景観に対する住民の意識の高揚を図っています。

本市景観条例では、地区コミュニティ協議会は景観重要資産に指定されたものの中から、景観の形成上さらに重要な役割を果たしている建造物や樹木を景観法に基づく「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として市長に提案することができる制度を設けており、この制度を利用して『南瀬の夫婦イチョウ』が平成23年3月に「景観重要樹木」として指定されました。

さらに、都市計画区域外において、良好な景観の保全を目的に「準景観地区」が指定され、指定区域内での建築物の建築、工作物の建設および一定規模以上の開発行為などについては、薩摩川内市準景観地区条例に規定する認定または許可が必要となります。本市では、上甕島の『長目の浜』が平成25年7月に「準景観地区」として指定されました。

この他、本市では、定期的な巡回により違反広告物の除却等を積極的に行うことにより、良好なまちなみの景観形成を図っています。

表 3-7-1 本市の代表的景観資源

資源区分	代表的な景観資源
自然資源	川内川河畔、藺牟田池、中郷上池下池、天神池、唐浜海岸、西方海岸、トンボロ地形、長目の浜、鹿島断崖、ナポレオン岩、人形岩、瀬尾観音三滝、八重山、尾岳、冠岳、遠目木山、柳山、日笠山、寺山、丸山、月屋山、猫岳、愛宕山
歴史・文化資源	神亀山、可愛山陵、新田神社、薩摩国分寺跡、入来麓伝統的建造物群保存地区、清色城跡、藤川天神、泰平寺、横岡古墳、倉野磨崖仏、猫岳、長崎堤防、江之口橋、里武家屋敷跡、手打武家屋敷通り、津口番所跡
生活資源	川内駅、国道3号無電柱化地区、川内高城温泉、市比野温泉、山ノ口・前向棚田、内之尾棚田、江ノ口橋、甕大明神橋

資料：薩摩川内市ふるさと景観計画

表 3-7-2 景観提案制度に基づく景観重要資産

登録	名 称	備 考
第1号	藤本滝	
第2号	倉野磨崖仏	
第3号	江之口橋	
第4号	長崎堤防	
第5号	南瀬の夫婦イチョウ	平成23年3月28日 景観重要樹木に指定
第6号	里町武家屋敷跡の玉石垣	
第7号	朝陽轟滝	
第8号	憩いと歴史の中郷池	
第9号	木場の棚田	
第10号	一條神社と歴史の杜	
第11号	そばどんの滝	
第12号	旧西山小学校と瀬々野浦集落～先人から受け継ぎ育んできた校庭の石垣～	

表 3-7-3 その他重要な景観資源

区 分	名 称	特 徴
景観重要樹木	南瀬の夫婦イチョウ	南瀬地区のシンボルとして地域住民に親しまれているもの。
準景観地区	長目の浜	3つの池と変化に富んだ海岸線から作り出される風光明媚な景勝地。

4 循環型社会の現状

4-1 ごみ処理

(1) ごみ処理の概要

本市のごみ処理は、合併前の旧市町村におけるごみ処理に係る制度を引き継いで実施しています。平成 17 年度から、ごみの減量化・資源化の推進に向けて、ごみの分別収集の統一化をはじめとした見直しを進めています。

市内から発生するごみについては、「薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画」を踏まえて毎年定められる「ごみ処理実施計画」に基づき、計画的に収集・運搬、及び処理・処分を行っています。

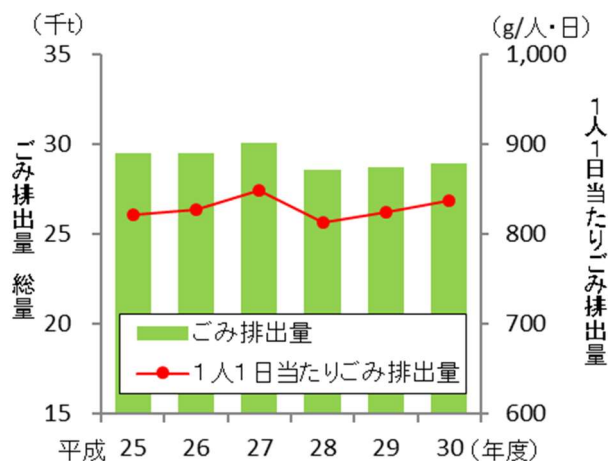
平成 30 年度のごみ排出量は 28,972t、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 837g/人・日であり、人口減少に伴い排出量は減少傾向にあるものの、1 人 1 日当たりのごみ排出量は増加傾向で推移しています。

平成 29 年度のリサイクル率は 10.3%であり、減少傾向で推移しています。

平成 30 年度のごみ処分経費(総額)は 1,805 百万円、1 人当たりごみ処分経費は 19 千円/人であり、いずれも増加しています。

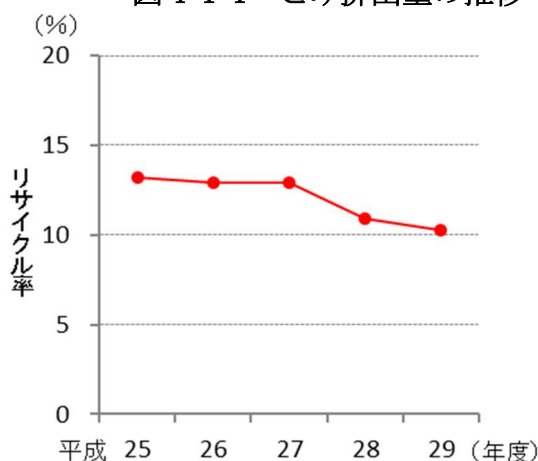
平成 27 年度から実施している最終処分場の再生事業や川内クリーンセンターの延命化工事が増加の主要因となっています。

本市におけるごみの排出状況、処理・処分状況は、「薩摩川内市の環境」(環境白書)に掲載し、市のホームページを用いて情報提供・広報を行っています。



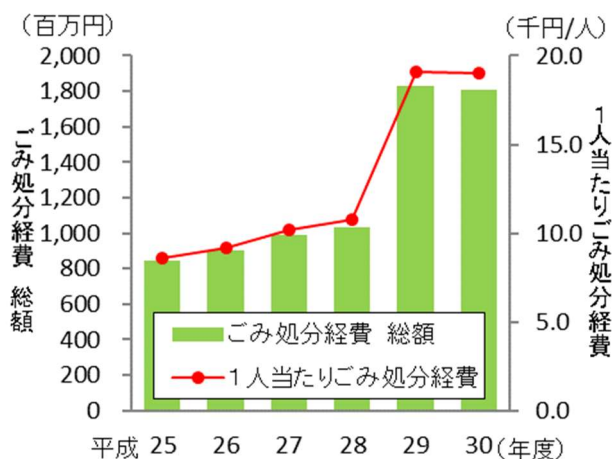
資料：薩摩川内市の環境 令和元年度版

図 4-1-1 ごみ排出量の推移



資料：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

図 4-1-2 リサイクル率の推移



資料：薩摩川内市の環境 令和元年度版

図 4-1-3 ごみ処分経費の推移

(2) ごみ減量・資源化の取り組み

本市の家庭や事業所などから排出されるごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により毎年度策定する「ごみ処理実施計画」に基づき、計画的に収集・運搬、処理を行い、ごみの減量化・資源化の推進を行っています。

令和元年度現在、本市のごみの分別方法・排出方法等については、合併前の旧市町村で実施していたそれぞれの区分のうち、甕島の4地域において実施している粗大ごみの収集・運搬を除き、統一して実施しています。

また、ごみの減量化・資源化を普及啓発するため、各自治会で1～数名、リサイクル推進員が活動しています。本市では、リサイクル推進員を配置し、資源ごみステーションの管理及び資源ごみの分別を推進している自治会等に対して補助を行っています。また、自治会においてごみや資源の集積場を新設又は補修する場合にも、補助を行っています。

自治会未加入者等に対しては、公設ごみステーション・資源ごみ市役所臨時ステーションの利用を促し、ごみの分別排出の推進に努めています。

この他、本市では、家庭におけるごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ処理機器購入に対して補助を行っています。

また、本市はレジ袋の削減に向けて、薩摩川内市衛生自治団体と協力して、毎年10月に「マイバッグキャンペーン」を実施し、店頭や地域イベントにてマイバッグの配付・啓発活動を行っています。

表 4-1-1 ごみ処理に係る各種補助制度の概要

補 助 金	補助の内容	対象	補 助 額
ごみ減量再資源化補助金	リサイクル推進員の配置	自治会	・ 1人につき月額 1,250 円
	可燃ごみ、不燃ごみ収集施設設置	自治会	・ 新設：対象経費の相当額 （上限 5 万円） ・ 補修：対象経費の 1/2 （上限 3 万円）
	リサイクルステーション設置	自治会	・ 新設：対象経費の相当額 1 坪タイプ：上限 10 万円 1.5 坪タイプ：上限 13 万円 2 坪タイプ：上限 15 万円 ・ 移設・補修：対象経費の 1/2 （上限 3 万円） ※移設は 1 施設 1 回限り。ただし、 新設の際に補助を受けた場合は 3 年を経過したもの。
生ごみ処理機器購入補助金	生ごみ処理機器の購入	購入者	・ 購入金額の 1/2 （上限 2 万円）

4-2 環境美化

(1) 不法投棄対策

ごみの不法投棄は、近隣の迷惑になるほか、土壌や河川等の水質にも悪影響を及ぼします。このため、不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって固く禁止されており、違反した場合には懲役や罰金等の重い罰則が適用されます。しかし、本市では、ごみの不法投棄が依然として後を絶っていません。

不法投棄の防止に向けて、本市では、市職員による巡回パトロールや環境美化推進員によるパトロール、全国ごみ不法投棄監視ウィーク期間中のパトロールなどによる監視のほか、市民や事業者に対する指導・啓発活動を行っています。この他、不法投棄の多い箇所への看板設置、薩摩川内市衛生自治団体連合会が不法投棄された家電製品の処理に係る経費等への補助金の支給など、様々な取り組みを実施しています。また、不法投棄は早期発見、早期対応が解決の第一歩であるため、不法投棄の現場や不審車両を見かけた場合の連絡体制の構築に努めています。

市民からは、空き地や河川敷、道路沿道などへの不法投棄やポイ捨てに対する苦情や意見が多いため、これらの問題の解決に向けて、今後も各種の取り組みを推進し、ごみの適正な排出・処理を促進する必要があります。

不法投棄が多発する場所としては、人気のない公園や河川敷のほか、雑草が伸びているなど管理の行き届いていない空き地などがあげられます。土地の所有者（管理者）には、その土地の管理責任があるため、不法投棄が行われ、投棄者が判明しない場合には、その土地の所有者（管理者）に投棄物の撤去をお願いしています。

また、空き地に雑草等が繁茂すると、不法投棄を誘引しやすいほか、害虫の発生や火災の危険性など、生活環境上好ましくない状態になり、近隣住民などの迷惑にもつながるため、本市では、市民や事業者に対して空き地の適正な管理について啓発・広報を行い、地域の良い生活環境の保全に努めています。

(2) 環境美化

本市では、毎年5月21日～6月20日までの「河川愛護月間」、毎年8月1日～8月31日までの「道路ふれあい月間」に、地域住民（自治会）の協力のもとで、河川や道路の環境美化活動、清掃活動が実施されています。また、薩摩川内市衛生自治団体連合会が主催する「ふるさとクリーン大作戦」が、年1回、市民の皆さんの参加のもと、実施されています。

このような環境美化活動、清掃活動等で回収されるごみの量は、減少傾向で推移しており、道路沿道や河川敷・公園などにポイ捨てされるごみの量は減ってきていると考えられます。

これ以外にも、地元の住民・企業によるごみ拾い等の活動は活発に行われています。

(3) 海岸への漂着ごみ対策

近年、全国各地で海岸へのごみの漂着による被害が問題となっており、鹿児島県においても大量のごみが海岸に漂着しています。

鹿児島県が調査した平成 22 年度の海岸漂着物等の量は、総量 4,322 t（人工物 441 t、流木・灌木等の自然物 3,364 t、その他人力で回収が困難な流木等 517 t）と推計されています。このうち本市は 227 t（県全体の 5.3%）であり、そのほとんどが流木・灌木等の自然物と推計されています。

鹿児島県内における平成 30 年度の海岸漂着物等の回収・処理量は 3,105.2 t で、このうち本市は 14.4 t が回収・処理されています。

海岸への漂着ごみ対策として、県内各自治体において市民ボランティアなどによる清掃活動が実施されていますが、大量のごみが漂着し続けている状況にあります。海岸清掃活動は、地域住民の他、非営利組織、漁業・観光関係者、企業などの参加により行われています。

海岸漂着物対策を効果的に推進するためには、対策に係る課題を整理し、海岸管理者、県、市町村、民間団体等の各主体が、適切な役割分担の下で相互に情報を共有しつつ、連携・協力することが必要です。

表 4-2-1 薩摩川内市での海岸清掃の取り組み（平成 30 年度）

活動名称	実施主体	協力団体 参加者
海岸漂着物等地域対策推進事業	薩摩川内市	市委託業者
海岸清掃	水引・湯田・上甕・長浜地区コミュニティ協議会 里地区各自治会、中甕自治会、九州電力、江石自治会、 中津小学校、中津幼稚園、上甕支所	各自治会 小・中 PTA 園児・児童
西山地区海岸清掃	西山地区自治会	会員
長浜川クリーン大作戦	長浜地区コミュニティ協議会	地域住民
手打海岸一斉清掃	手打地区コミュニティ協議会	地域住民
海岸一斉清掃	子岳地区コミュニティ協議会	地域住民
青瀬の一日一斉清掃	青瀬地区コミュニティ協議会	地域住民
青瀬海岸クリーン大作戦	青瀬地区コミュニティ協議会	地域住民
ふるさとクリーン大作戦	上甕・鹿島地区コミュニティ協議会	地域住民

資料：鹿児島県海岸等清掃活動実施計画調査票（平成 30 年度実績）

5 低炭素社会の現状

5-1 地球温暖化

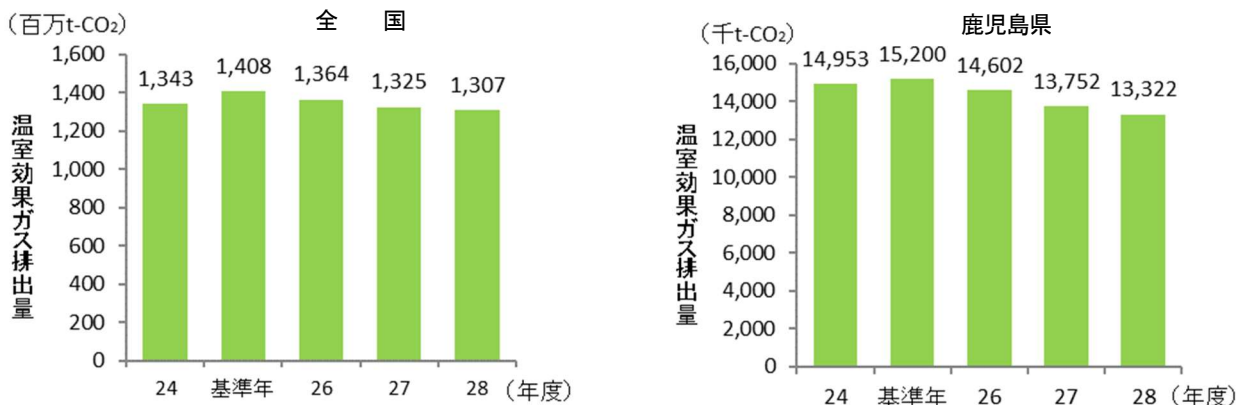
(1) 全国、鹿児島県の温室効果ガス排出量

全国の平成 28 年度の温室効果ガス総排出量は、約 13 億 700 万 t-CO₂ であり、パリ協定の規定による基準年の総排出量（14 億 800 万 t-CO₂）と比べて 7.2%減少しています。また、前年度（平成 27 年度）と比べても 1.4%減少しています。

全国の平成 28 年度の温室効果ガス総排出量のうち、エネルギー起源 CO₂ は 92.3%でした。この内訳を部門別にみると、産業部門が 37.1%で最も多く、次いで運輸部門が 19.1%、業務その他部門が 19.0%、家庭部門が 16.7%、エネルギー転換部門が 8.2%となっています。

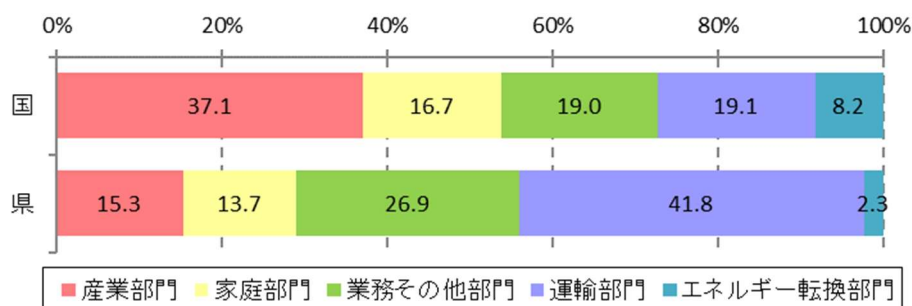
鹿児島県の平成 28 年度の温室効果ガス総排出量は、13,322 千 t-CO₂ と推計され、「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」の規定による基準年の総排出量（15,200 千 t-CO₂）と比べて 12.4%減少しています。また、前年度（平成 27 年度）と比べても 3.1%減少しています。

鹿児島県の平成 28 年度の温室効果ガス総排出量のうち、エネルギー起源 CO₂ は 76.8%でした。この内訳を部門別にみると、運輸部門が 41.8%で最も多く、次いで業務その他部門が 26.9%、産業部門が 15.3%、家庭部門が 13.7%、エネルギー転換部門が 2.3%となっています。



資料：平成 30 年版 環境白書（環境省）
平成 30 年版 鹿児島県環境白書（鹿児島県）

図 5-1-1 全国・鹿児島県の温室効果ガス排出量の推移



資料：平成 30 年版 環境白書（環境省）
平成 30 年版 鹿児島県環境白書（鹿児島県）

図 5-1-2 エネルギー起源 CO₂ 排出量の内訳（平成 28 年度）

平成 28 年度の温室効果ガス総排出量についてみると、全国、鹿児島県いずれも基準年より減少しています。

また、全国・鹿児島県いずれも前年度（平成 27 年度）より排出量が減少していますが、これは平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災後の火力発電の増加に伴う燃料の消費量の減少によるものです。

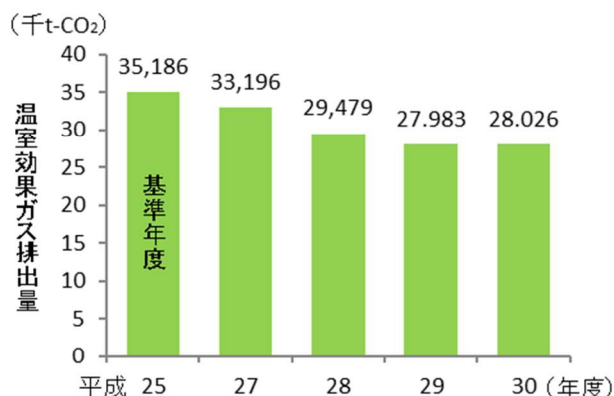
また、エネルギー起源 CO₂ の内訳についてみると、鹿児島県は、全国と比べて産業部門からの排出割合が小さく、運輸部門からの排出割合が大きいことが特徴であり、鹿児島県は自動車への依存が全国よりも大きいことが伺われます。

(2) 市の事務事業からの温室効果ガス排出量

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「薩摩川内市環境保全率先行動計画」を平成 20 年 3 月に策定し、この計画に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化等に全庁的に取り組むことにより、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に努めています。

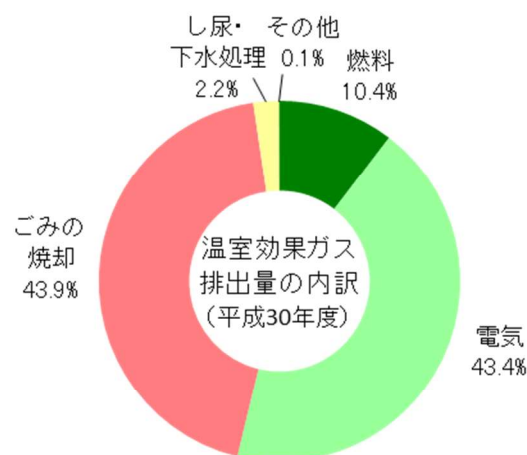
この計画は、平成 28 年 3 月に第 3 次計画として策定し、平成 29 年 10 月に改定を行いました。第 3 次計画は、平成 25 年度を基準年度、平成 28～32 年度を計画期間としています。平成 30 年度の市の事務事業からの温室効果ガス排出量は 28.026 千 t-CO₂ であり、基準年度から 20.4%減少しました。

市の事務事業からの温室効果ガス排出量の内訳をみると、電気の使用と一般廃棄物（ごみ）の焼却によるものとで全体の 80%以上を占めており、温室効果ガス排出量の削減のためには、一層の節電とごみ減量が必要です。



資料：第 3 次薩摩川内市環境保全率先行動計画
平成 30 年度実績報告書

図 5-1-4 市の事務事業からの
温室効果ガス排出量の内訳



資料：第 3 次薩摩川内市環境保全率先行動計画
平成 30 年度実績報告書

図 5-1-3 市の事務事業からの
温室効果ガス排出量の推移

5-2 省エネルギー・次世代エネルギー

(1) 省エネルギーの推進

鹿児島県では、事業所での省エネ・省資源の推進に向けて、「グリーンネット・オフィス」（省エネ・省資源等に取り組む事業所）を募集し、「CO2 ダイエット作戦」宣言事業所として登録するとともに、模範的な取り組みを行う事業所として県のホームページ等で紹介しています。

また、鹿児島県では、省エネの推進と二酸化炭素排出量の削減のため、公共交通機関の利用促進に向けて各種の取り組みを進めています。具体的には「エコ通勤」の推進に向けてチラシやポスターを掲示するほか、自動車通勤者を対象とした「エコ通勤割引パス」（毎週水曜日にバスや市電を半額で利用できる制度）の普及に努めています。

本市では、事業所での省エネ・省資源や公共交通の利用促進に向けて、県と協力して各種の広報やPR活動を行っています。

(2) 次世代エネルギーの普及

本市では、平成 25 年 3 月に「薩摩川内市次世代エネルギービジョン・行動計画」を策定し、「市民生活」「産業活動」「都市基盤整備」の 3 つの柱に沿って定めた 10 の行動テーマのもと、暮らしや事業活動における次世代エネルギーの普及・活用に主眼を置いた取り組みを推進しています。

「エネルギーのまち」としての本市における社会的課題を克服するために、次世代エネルギーを中心とした付加価値の高い「新産業の創出」による企業間の連携と地域産業の活性化を図り、さらには若年層の雇用拡大や定住を促進することが求められています。

そこで、これら一連の取り組みを構成する 3 つの要素、すなわち次世代エネルギーの導入拡大による「エネルギー構造の高度化」と、これを通じた持続可能な「産業構造への転換」、そしてこれらすべての取り組みの共通基盤となる「市民理解の向上」に着目し、これらの好循環による持続可能な地域づくりに向けた「次世代エネルギーのまち・地域戦略ビジョン」を平成 29 年 3 月に策定し、様々な施策を進めています。

平成 30 年度末において本市の再生可能エネルギーの発電規模は、約 15.9 万 KW、年間発電量で約 3.2 億 KWh（世帯換算で約 89,000 世帯分）となり、県内 19 市中 4 番目の導入量であり、次世代エネルギーの普及は確実に進んでいます。

本市では、次世代エネルギー利用促進のため、「地球にやさしい環境整備事業補助金」により、住宅用太陽光発電設備の設置をはじめとする各種の設備・機器の導入費用の一部について補助金を交付しています。この補助金制度を活用して家庭用の太陽光発電設備を導入した世帯の発電規模も 8,000KW を超えており、市民の生活においても次世代エネルギー技術が浸透していることがわかります。

一方、エネルギーに関する市民理解の向上に向け、次世代エネルギーフェアを始めとする各種イベントでの普及啓発に加え、市内の小中学生に向けて出前授業を実施し、世界、日本及び薩摩川内市のエネルギー事情や市で取り組んでいる施策を DVD やブックレットを用いてわかりやすく説明し、薩摩川内市の未来を担う子どもたちがエネルギーについて話し合うきっかけづくりを行っています。

次世代エネルギーに関する具体的な設備等を市民等に提示し、創エネ・蓄エネ・省エネを体

感してもらう施設として開館した「スマートハウス」は、平成 29 年には来館者 10,000 人を突破し、多くの市民の意識啓発の場として活用された結果、令和元年度には「21 世紀の低炭素社会」に向け、再生可能エネルギーを活用したゼロエネルギーハウスや防災設備（見守りカメラ、かまどベンチ、蓄電池）、光ボックスを活用した地域ポータルサイトなどを備えたスマートタウン構想が天辰区画整理事業地内に民間主導で着手されるなど次世代エネルギーを活用した新たなまちづくりが着々と進みつつあります。

また、令和 3 年 1 月に開館予定である川内駅コンベンションセンターに、太陽光発電設備、蓄電池設備、地中熱利用システム等の次世代エネルギー設備を導入し、館内のエネルギー情報を電子掲示板に表示することで来館者に効果的な情報発信を行い、設備視察ツアーを企画するなどさらなる普及啓発を図ります。

さらには、次世代エネルギー拡大によるエネルギー構造転換や持続可能な産業構造への転換を図るために、既存のエネルギー産業と深い地域産業の発展・強化に加え、次世代エネルギー関連ビジネスへの進出や市場創出に向けた実証・研究の展開、新たなエネルギー関連産業化に向けた基盤形成に取り組めます。

5－3 緑地保全

(1) 公園の整備

本市では、平成 11 年度に策定した「緑の基本計画」を基に、公園の整備や緑地の保全を進めています。

平成 30 年度現在、本市の都市公園面積は合計 943,629 m²、行政区域 1 人当たり都市公園面積は 9.96 m²です。なお、1 人当たり都市公園面積（平成 30 年度実績）は、全国平均が 10.6 m²、鹿児島県が 13.9 m²であり、本市は全国や鹿児島県よりも低い水準となっています。

整備された公園の維持管理に際しては、一部の公園にアダプト制度を導入し、地域住民が積極的に清掃活動に参加できるような体制を構築しています。

(2) 緑化の推進

本市では、今後の都市計画施策の体系的な指針となる「薩摩川内市都市計画マスタープラン」を平成 19 年 3 月に策定し、都市景観形成の基本方針として、水と緑と花のネットワークを形成し、個性あるまちなみを創る緑化を推進しています。

また、緑地には二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止に役立つ機能があるため、本市では薩摩川内市総合運動公園の法面に植栽を行いました。また、緑地の保全に向けて定期的に街路樹の剪定を行うなど適正な維持管理にも努めています。

今後、土地区画整理事業 3 地区（天辰第 1、天辰第 2、入来温泉場）内の都市計画道路及び公園に植栽等による緑化を推進する計画です。

6 環境保全活動等の現状

6-1 環境教育・環境学習の推進

本市では、学校での環境教育のほか、こどもエコクラブでの地域の中で身近にできる自然観察・調査やリサイクル活動、少年自然の家での体験学習などを実施しています。こどもエコクラブについては、市のホームページ等でも紹介しています。

また、市民団体等による自発的な環境学習の活動も行われており、市としては、このような環境教育・環境学習の推進のため、各種の支援・協力等を行っています。

6-2 環境情報の提供

ごみ出しや環境保全に関する情報は、市のホームページだけでなく、広報紙やパンフレット等を活用して情報提供を行っています。平成 25 年度には、環境白書の概要を広報紙に掲載しました。

また、環境に関する政策は、市民生活に密着しているものであるため、地区コミュニティ協議会を通じた情報提供を行っています。具体的には、環境美化推進員やリサイクル推進員を地区コミュニティ協議会や自治会に推薦頂き、連携をとりながら業務を遂行しています。

6-3 環境保全活動の実践

本市では、市民、市民団体、事業者などによる自主的な環境保全活動の実践に向け啓発を行う他、各種の支援に努めています。

具体的には、「快適環境づくり補助金」により、地域の快適な環境づくりの実践活動を行う市民団体を支援しています。また、市民と行政との協働のまちづくりを推進し、環境美化、資源回収、道路維持、緑化推進活動などの地域活動を支援するため、市が所有している公用車の貸し出しを行っています。

環境保全に関し、ごみについては、資源物の分別などでは自治会、環境美化推進員関係では地区コミュニティ、不法投棄防止対策では薩摩川内市衛生自治団体連合会との連携などにより、順調に活動が進んでいます。また、自然保護については、いむた池愛好会等との意見交換を行い、藺牟田池のワイズユースの推進に向けた保全活動を展開しています。

この他、鹿児島県では「環境学習アドバイザー派遣制度」により、県民の方々の環境保全の意識の高揚と自主的な環境保全活動を支援するため、地域の団体などが主催する環境についての学習会や自然観察会に県が委嘱した環境分野の有識者であるアドバイザーを講師として派遣しています。本市でも県に協力してこの制度の広報・PRを行っています。

表 6-3-1 快適環境づくり補助金の概要

区分	具 体 的 な 内 容
対象事業	① 公道に隣接する場所やその他市長が適当と認める場所において、フラワーポットを設置し、又は花き及び樹木を植栽しようとする事業 ②地域に存する自然、史跡等の保存及び整備を行う事業 ③その他市長が適当と認める事業
対象者	快適な環境づくりを実施しようとする市民団体 (自治会、PTA、子ども会、老人会、青年団又はNPO など)
補助金の額	参加人員、活動歴、高齢者の割合等により異なります。

表 6-3-2 公用車貸出制度の概要

区分	具 体 的 な 内 容
対象となる活動	・市内の道路、河川、公園、学校その他公共施設などの美化、清掃活動 ・防犯パトロール、資源回収活動 ・簡易な道路の維持又は修繕作業 ・貸出対象団体が管理する花壇の整備 ・その他市長が特に必要と認める活動
貸出対象者	市内の地区コミュニティ協議会、自治会、公益法人等
貸出日時	土曜日、日曜日及び休日の8時30分から17時まで (年末年始12月29日から1月3日までを除外)
経費負担	無料

7 薩摩川内市環境基本条例

平成 16 年 10 月 12 日
条例第 171 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘さくによるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第 3 条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、市、事業者及び市民が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として行われなければならない。
 - 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及

び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、施策の実施に当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に努めなければならない。

- 3 市は、環境の保全に関する教育及び情報の提供その他広報活動を通じて、市民の環境に対する意識の高揚に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全について、自己の責任及び負担において、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、自然環境及び生活環境への配慮その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、自然環境への配慮その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第 7 条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系及び生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、河川、海岸等における多様な自然環境が適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 自然と調和した良好な都市景観及び居住環境が形成されること。
- (5) 公害の防止、廃棄物の発生の抑制、資源の循環的

な利用、エネルギーの有効利用等環境への負荷の低減が図られること。

(6) 環境の保全に関する教育及び広報活動の推進により環境に対する意識の高揚が図られること。

(7) 地球環境保全が積極的に推進されること。

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、薩摩川内市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第 9 条 市は、環境の保全を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体と連携してその施策を推進するとともに、国及び他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(自発的活動の促進等)

第 10 条 市は、環境の保全に係る活動を自発的に行う

ものに対し、その活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 11 条 市は、環境の保全に関する情報を事業者及び市民に提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

(薩摩川内市環境審議会)

第 12 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定による審議会その他の合議制の機関として、薩摩川内市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規制の措置)

第 13 条 市は、公害の防止、自然環境の適正な保全その他の環境の保全を図るため、必要な規制の措置を講じなければならない。

(公表)

第 14 条 市長は、環境の状況、環境の保全に関して講じた施策の状況等を公表しなければならない。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

8 薩摩川内市環境保全条例

平成 24 年 9 月 13 日

条例第 38 号

改正 平成 27 年 9 月 30 日条例第 57 号

平成 30 年 12 月 25 日条例第 44 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 環境への負荷の低減

第 1 節 通則（第 5 条）

第 2 節 要保全施設に関する規制（第 6 条—第 15 条）

第 3 節 騒音等に関する規制（第 16 条—第 18 条）

第 4 節 生活排水対策（第 19 条・第 20 条）

第 3 章 地球環境保全（第 21 条—第 28 条）

第 4 章 雑則（第 29 条—第 31 条）

第 5 章 罰則（第 32 条—第 36 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、薩摩川内市環境基本条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 171 号。以下「環境基本条例」という。）の基本理念にのっとり、環境への負荷（環境基本条例第 2 条第 1 号に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減を図るための規制及び効果的な地球環境保全（環境基本条例第 2 条第 2 号に規定する地球環境保全をいう。以下同じ。）の対策を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「要保全施設」とは、工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設のうち、ばい煙（大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定するばい煙をいう。以下同じ。）、粉じん（大気汚染防止法第 2 条第 8 項に規定する粉じんをいう。以下同じ。）、汚水（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項各号のいずれかの要件を備える水をいう。以下同じ。）、騒音、振動若しくは悪臭（以下これらを「ばい煙等」という。）を発生し、又は排出する施設であって、規則で定めるものをいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、この条例を有効かつ適切に実施しなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため必要があると認めるときは、事業者に対して環境保全協定の締結を求めなければならない。

3 市は、地球環境保全に関する施策を実施するに当たっては、事業者及び市民と連携し、協働して取り組まなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、その事業活動による公害（環境基本条例第 2 条第 3 号に規定する公害をいう。）の発生源を常時厳正に管理するとともに、あらゆる事故の防止に努めなければならない。

2 事業者は、市から要求があったときは、環境保全協定を締結しなければならない。

第 2 章 環境への負荷の低減

第 1 節 通則

（規制基準の設定）

第 5 条 市長は、工場等の事業活動に伴って発生し、又は排出されるばい煙等について、当該事業活動を行う者が遵守すべき基準（以下「規制基準」という。）を規則で定めるものとする。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、地域の特殊性を考慮するとともに、環境基本条例第 12 条に規定する薩摩川内市環境審議会の意見を聴くものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、また同様とする。

第 2 節 要保全施設に関する規制

（規制基準の遵守）

第 6 条 要保全施設を設置している者は、当該要保全施設に係る規制基準を遵守しなければならない。

（要保全施設の設置の届出）

第 7 条 要保全施設を設置しようとする者は、規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

（2）工場等の名称及び所在地

（3）要保全施設の種類及び構造

（4）要保全施設の使用及び管理の方法

（5）ばい煙等の処理の方法

（6）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項（経過措置等）

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実が発生した日から 30 日以内に、規則で定めると

ころにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) いずれかの施設が要保全施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含み、規則で定める場合を除く。）

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事実が発生した者

（要保全施設の構造等の変更の届出）

第9条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第7条第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（計画変更命令）

第10条 市長は、前3条の規定による届出があった場合において、その届出に係る要保全施設から発生し、又は排出されるばい煙等について、規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から次に掲げる期間内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る要保全施設の構造、使用又は管理の方法、ばい煙等の処理の方法等に関する計画の変更を命ずることができる。

(1) ばい煙、粉じん又は汚水に係る要保全施設にあっては60日

(2) 騒音、振動又は悪臭に係る要保全施設にあっては30日

（実施の制限）

第11条 第7条又は第9条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から前条各号に掲げる期間を経過した後でなければ、その届出に係る要保全施設を設置し、又はその届出に係る要保全施設の構造、使用若しくは管理の方法、ばい煙等の処理の方法等を変更してはならない。

2 市長は、第7条又は第9条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（氏名の変更等の届出）

第12条 第7条又は第8条の規定による届出をした場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該該当することとなった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第7条第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

(2) 要保全施設の使用を廃止したとき。

(3) 要保全施設の要件を具備しなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める場合に該当するとき。

（承継）

第13条 第7条又は第8条の規定による届出をした

者から、その届出に係る要保全施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該要保全施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第7条又は第8条の規定による届出をした者について、相続、合併又は分割（その届出に係る要保全施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該要保全施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第7条又は第8条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（改善命令等）

第14条 市長は、要保全施設を設置している者が規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて施設の改善等を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、当該要保全施設の改善又は使用の一時停止を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第8条の規定による届出をした者（同条第1号に該当する者に限る。）については、当該施設が要保全施設となった日から6月間は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) その者が既に他の要保全施設（第2条に規定するばい煙等の分類が同一のものに限る。次号において同じ。）を設置しているとき。

(2) その者が他の要保全施設に関し第7条の規定による届出をした場合において、その届出に係る要保全施設の使用を開始したとき。

(3) その者が当該施設に関し第9条の規定による届出をした場合において、その届出に係る変更を完了したとき。

（小規模事業者への配慮）

第15条 市長は、小規模事業者に対して前条第1項又は第2項の規定（騒音、振動又は悪臭に係るものに限る。）を適用する場合は、当該事業者の事業活動の遂行に著しい支障が生ずることのないよう配慮するものとする。

第3節 騒音等に関する規制

（深夜営業に係る規制）

第16条 規則で定める営業を営む者は、深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）の騒音（人声、音響機器音、楽器音及び客の出入りに伴うその他の騒音を含む。）に係る規制基準を遵守することにより、当該営業を営む場所の周辺の静穏の保持に

努めなければならない。

(拡声機使用の制限)

第17条 何人も、住居の環境が良好である区域又は静穏の保持を必要とする施設の周辺の区域であって、規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2 何人も、航空機から機外に向けて、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。ただし、拡声機の使用の時間、音量等について規則で定める事項を遵守して使用する場合は、この限りでない。

3 何人も、前2項に規定するもののほか、屋外において又は屋内から屋外に向けて、商業宣伝を目的として拡声機を使用するときは、拡声機の使用の時間、場所、音量等について、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第18条 市長は、前2条の規定に違反する行為により、人の健康又は生活環境が損なわれると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第4節 生活排水対策

(生活排水対策の推進)

第19条 市は、生活排水(水質汚濁防止法第2条第9項に規定する生活排水をいう。以下同じ。)による環境への負荷の低減を図るため、地域の特殊性に応じ、次に掲げる事項について必要な施策を講じなければならない。

(1) 公共下水道(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道をいう。)その他の集合処理施設の整備

(2) 合併処理浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。)の普及推進

(3) 生活排水対策の啓発

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(生活排水を排出する者の努力)

第20条 公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)に生活排水を排出する者は、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うこと。

(2) 下水道法その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を講ずべきこととされている場合を除き、合併処理浄化槽を設置して排出すること。

(3) 合併処理浄化槽が有効に機能するよう、適正な維持管理を行うこと。

第3章 地球環境保全

(事業活動に係る地球温暖化対策)

第21条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。)の排出量を把握し、計画的な排出抑制に努めるものとする。

(日常生活に係る地球温暖化対策)

第22条 何人も、日常生活に伴う温室効果ガスの排出を認識し、エネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。)の使用の合理化に取り組むとともに、温室効果ガスの吸収が促進されるよう、適切な緑化及び森林の保全に努めるものとする。

(自動車に係る地球温暖化対策)

第23条 何人も、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(同法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)及び同法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の使用に代えて、公共交通機関若しくは自転車又は徒歩による移動に努めるものとし、自動車を使用する場合にあっても、温室効果ガスの排出量がより少ない運行(整備を含む。)に努めるものとする。

2 自動車を購入しようとする者は、温室効果ガスを排出しない又は温室効果ガスの排出量がより少ない自動車を購入するよう努めるものとする。

(環境物品等の購入)

第24条 何人も、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。)を選択するよう努めるものとする。

(省エネルギー型製品の購入)

第25条 何人も、エネルギーを消費する機器等を新設又は更新する場合には、エネルギーの消費がより少ない機器等を選択するよう努めるものとする。

(地産地消の推進)

第26条 何人も、農林水産物又はその加工品(以下「農林水産物等」という。)を消費する場合には、輸送に伴う温室効果ガスの排出量がより少ない市内で

生産された農林水産物等を優先的に消費するよう努めるものとする。

(オゾン層の保護)

第27条 何人も、オゾン層破壊物質(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第2条第1項に規定する特定物質をいう。)が大気中へ排出され、又は漏出することがないように努めるものとする。

(希少野生動植物の保護等)

第28条 何人も、野生動植物が生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人々の豊かな生活に欠かすことのできない存在であることを認識し、希少野生動植物(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第4条第2項に規定する希少野生動植物種及び鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例(平成15年鹿児島県条例第11号)第2条第2項に規定する指定希少野生動植物をいう。)の保護に取り組むとともに、絶滅が危惧される地域固有の種についても、その状態が維持又は回復されるよう努めるものとする。

第4章 雑則

(事故時の措置)

第29条 工場等を設置している者は、故障、破損その他の事故に起因して、当該工場等から発生し、又は排出するばい煙等によって、人の健康又は周辺的生活環境に被害が生じたとき又は被害を及ぼすおそれがあると認める場合は、直ちにその事故について応急の措置を講ずるとともに、事故の復旧に努めなければならない。

2 工場等を設置している者は、前項の事故について、規則で定めるところにより、速やかにその状況及び応急の措置の概要等を市長に報告しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する場合において、要保全施設の設置者が応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入調査)

第30条 市長は、この条例(第2章第4節、前章及び次章を除く。)の施行に必要な限度において、事業者若しくは関係者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、工場等その他の場所に立ち入り、必要な事項を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査

のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第32条 第10条又は第14条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第33条 第29条第3項の規定による命令に違反した者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条若しくは第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第11条第1項の規定に違反した者

(3) 第18条第2項の規定による命令に違反した者

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条、第12条若しくは第13条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第29条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(川内市公害防止条例の廃止)

2 川内市公害防止条例(昭和49年川内市条例第20号。以下「暫定条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、暫定条例又は鹿児島県公害防止条例(昭和46年鹿児島県条例第41号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これらに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成２７年９月３０日条例第５７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成３０年１２月２５日条例第４４号）

この条例は、平成２８年１０月１５日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第２２条及び第３０条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

9 薩摩川内市環境審議会規則

平成 16 年 10 月 12 日

規則第 150 号

改正 平成 28 年 11 月 25 日規則第 61 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市環境基本条例(平成 16 年薩摩川内市条例第 171 号)第 12 条の規定に基づき、薩摩川内市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市内の公共的団体を代表する者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは副会長が、会長及び副会長がともに事故があるときは年長委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 審議会の審議事項を専門的に審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(意見聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境課で処理する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この規則の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第 3 条の規定にかかわらず、委嘱した日から平成 18 年 12 月 31 日までとする。
- 3 第 3 条の規定にかかわらず、平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 30 日までの間に委嘱された委員の任期は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 28 年 11 月 25 日規則第 61 号)

この規則は、公布の日から施行する。

薩摩川内市環境審議会委員

令和2年3月31日現在

選出区分	選出団体	役職	氏名
学識経験者 (10名)	鹿児島大学大学院 理工学研究科（理学系）	教授	富安 卓滋
	鹿児島大学大学院 理工学研究科（工学系）	准教授	上田 岳彦
	鹿児島純心女子大学	看護栄養学部学部長・教授	坂井 恵子
	川内職業能力開発短期大学校	校長	古田 光則
	国土交通省九州地方整備局 川内川河川事務所	所長	安部 宏紀
	川内市医師会	副会長	大西 浩之
	鹿児島県 環境放射線監視センター	所長	大津 睦雄
	鹿児島県北薩地域振興局 保健福祉環境部	衛生・環境課長	山下 光太郎
	ベッコウトンボを保護する会	副会長	徳永 修治
	環境美化推進員（樋脇地域）		荒木 享子
公共の団体 (9名)	薩摩川内市女性団体連絡協議会	評議員	中園 はつよ
	薩摩川内市衛生自治団体連合会	副会長	後藤 尚徳
	川内商工会議所	女性会会員	迫口 由紀子
	北さつま農業協同組合	女性組織協議会支部長	宮元 泰子
	北薩森林組合	代表理事組合長	藤岡 芳昭
	川内市漁業協同組合	副組合長	小倉 貞洋
	川内市内水面漁業協同組合	代表理事組合長	上 蘭 保正
	甌島漁業協同組合	副組合長	山下 哲郎
	薩摩川内市校長会	峰山小学校長	舞田 ひろみ

10 用語解説

あ 行

アイドリング・ストップ

人を待つ時や荷物の積み降ろしなどの間、こまめに自動車のエンジンを止めること。アイドリング 10 分間で 140cc 程度の燃料を無駄にするとされており、環境省では平成 8 年から「アイドリング・ストップ運動」を呼びかけている。

アスベスト

石綿ともいわれる天然に存在する繊維状の鉱物。主成分は、珪酸マグネシウム塩。軟らかく、耐熱・対磨耗性、対腐食性にすぐれているため、建材など広範な分野で使われている。しかし、人が吸い込むと肺がんや中皮腫などの健康被害を引き起こすおそれがあるため、建物の解体をする場合、飛散防止の対策が必要である。

アダプト制度

環境里親制度。市民グループや企業などのボランティアが「里親」として、道路、公園等の公共施設の一定区画を自らの養子とみなし、定期的に清掃・美化などを行うシステム。

硫黄酸化物 (SOx)

二酸化硫黄 (SO₂)、無水硫酸 (SO₃) が主なものであるが、二酸化硫黄は、重油中の硫黄分の燃焼に伴って発生するガスで、ほとんどが工場やビルなどの固定発生源から排出され、呼吸器管に対し長期的、短期的影響を与え、他のガスとの相乗効果も大きい。

一級河川

河川法により、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定されたもの（一級水系）のうち、国土交通大臣が区間を限定して指定した河川。小さな川でも、最終的に一級河川に流れ込んでいれば、一級河川となる。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第 2 条第 2 項で、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により暖かく効率的に格好良く働くことができる秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

エコドライブ

無駄な燃料消費や騒音などの少ない、環境にやさしい適正な運転マナーのこと。タイヤ空気圧の適正化、円滑な発進、停車時のエンジン停止（アイドリング・スト

ップ）などがある。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。グリーンツーリズムやブルー・ツーリズムなどの総称。

エコハウス

環境への負荷を低減した住宅。環境共生住宅、環境負荷低減住宅、エコロジー住宅などともいわれる。

エコライフ

わたしたちの生活がまわりの環境やわたしたち自身に影響を及ぼしている現状を認識し、少しずつでも何らかの行動を起こしていけるような生活スタイル。

エネルギー起源 CO₂

燃料の使用、電気や熱の使用のようにエネルギー消費に伴い発生する二酸化炭素のこと。

オゾン層

大気成層圏のうち、地球の上空約 10 ～ 50km に存在するオゾン (O₃) を主成分とする層。太陽からの紫外線を吸収して地上の生物を保護する役割を果たしている。

汚泥

下水処理場、浄水場、工場排水処理施設、各種製造業の製造過程や建設工事に係る掘削工事などから発生する汚泥や物質の総称。

温室効果ガス

地球温暖化の原因となるもので、赤外線を吸収する気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン、代替フロンなどがある。

か 行

外来生物（外来種）

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物のことを指す。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令で定める個体。（生きているものに限る。）

化学的酸素要求量 (COD)

水中の有機物など、水質汚濁の原因物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量。生物化学的酸素要求量 (BOD) と同様に水質汚濁の程度を示す指標とされ、数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

化石燃料

地殻中に埋蔵され、燃料として使用される天然資源のこと。一般には石炭、石油、天然ガスを指す。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽であり、し尿のみを処理する浄化槽は単独処理浄化槽という。

環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。

環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではなく、対策を進めていく上での行政上の目標として定められる。

環境基本計画

国や地方自治体、民間企業などの環境保全に関する基本的な計画をいう。国では、環境基本法に基づき、平成6年に第1次、平成18年に第3次、平成24年に第4次が閣議決定された。

環境基本法

環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示した法律。具体的には、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。

環境教育（環境学習）

各自が環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、問題解決能力を育成し、各主体の取組の基礎と動機を形成することにより、各主体の行動への環境配慮の織り込みを促進するもの。

環境騒音

ある地点において、特定の音源がはっきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音。例えば、住宅地における遠方及び近くの自動車や工場の音、楽器音などが一緒になっている音をいう。

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。」としている。

環境放射線

人間を含めた生物の生活環境内にある放射線のことで、空間放射線及び環境試料の放射能を総称している。

間伐材

育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業を間伐といい、この作業により生産された丸太を間伐材という。

京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択されたもので、先進国の温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の間に先進国全体で、1990年比で5%削減することとした。

空間放射線

空間に存在する放射線のことであり、私たちのまわりには、大地、大気からの放射線や、宇宙線などによる自然放射線が存在している。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

グリーンツーリズム

「緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動」というのが国の定義。都市に住んでいる人々などが、緑豊かな農山漁村に出かけ、農家民宿などに滞在し、その地域の自然、文化、産業等を体験したり、祭りやイベントに参加して、余暇を楽しむもの。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、涼しく効率的に格好良く働くことができる夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノーネクタイ・ノー上着スタイルが代表。

クロマチウム

約30億年前に出現した原始的なバクテリアで、バルト海沿岸の湖など、世界で数ヶ所しか確認されていない。これらは、酸素のない水中に溶けている硫化水素を利用し、体内に持つ紅色の色素で光合成を行っている。

経営耕地

農家が経営する耕地のことで、田、畑、樹園地の合計。

ゲリラ豪雨

数キロ程度の狭い地域でおきる局地的大雨。その予測が難しく、甚大な被害をもたらすこともある。

公害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物・炭化水素などが、強い紫外線によって光化学反応を起こすことにより、二次的に生成される物質の総称で、主としてオゾン（O₃）が大部分で、目、咽喉頭、呼吸器に影響を及ぼす。

公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、生活や事業活動に起因した排水、または雨水を処理する施設。終末処理

場を有するものと流域下水道に接続するものがある。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、海域など公共の用に供される水域。

コージェネレーションシステム

1つのエネルギー源から2つ以上のエネルギーを取り出して使うエネルギーシステム。都市ガス（天然ガス）を燃料に用いる場合には、発電とともに、その際に発生する排熱を冷暖房や給湯などの用途に有効利用するため、優れた省エネ特性を有する。

こどもエコクラブ

地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・学習を行う小中学生のグループ。環境省の事業で、都道府県・市町村と連携しながら支援している。

さ 行

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念である。これらは、農作業などの人為による適度な攪乱によって特有の環境が形成維持され、絶滅危惧種を含む多様な生物を育んできた。しかし、農林業活動の停滞や生活様式の変化等による、人間の働きかけの減少により、二次的な自然環境の質が変化し、生物多様性保全上の問題が生じている。

持続可能

環境面だけでなく、経済、社会とのバランスを保っていくことができること。国の環境基本計画では、環境はもとより、経済、社会の面でもできるだけ質の高い暮らしができる「持続可能な社会」づくりを提唱している。

循環型社会

廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできる限り抑えるとともに、自然生態系に戻す廃棄物を減らして環境負荷を極力低減するシステムを持つ社会。

準絶滅危惧

レッドリストのカテゴリーの1つ。存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する要素を有するもの。

省エネナビ

現在のエネルギーの消費量を金額で知らせると共に、利用者自身が決めた省エネ目標を超えると知らせ、利用者自身がどのように省エネをするのか判断させる機器。

植物群落、群集

同じ場所で一緒に生育しているひとまとまりの植物群をいう。便宜的な概念で、「植生」の単位として用いられる。同じような立地にはよく似た植物群落が見られることから、立地条件、種の組成、群落全体の形状などにより、類型化されることも多い（「植物群系」、「植物群集」などともいわれる）。

新エネルギー

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。新エネルギーには、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーも含まれる。

水源かん養機能

森林の雨水を土の中にすばやくしみこませ、その雨水を一時的に貯めた後、ゆっくりと川に送り出す機能。これにより洪水や渇水を防ぐ。森林が水をしみこませる働きは裸地の3倍といわれており、土の中に水を貯めている間に、水をきれいにする働きもある。

水素イオン濃度（pH）

水質の酸性、あるいはアルカリ性の程度を示す指標。中性の水ではpHは7となり、酸性の溶液はpHが7より小さく、アルカリ性の溶液では7より大きくなる。環境保全の面からは、pH6.5から8.5までであれば問題ないと考えられている。

生態系

ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それをとりまく無機的環境要因（光、温度、水、土壌など）を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたもの。

生物化学的酸素要求量（BOD）

河川水や排水中の有機物が、水中の微生物により酸化分解するために消費する酸素量。通常5日間のBODをもって指標とする。BODが高ければその水中には腐敗性物質が多いことを意味し、溶存酸素を異常に消費して魚介類に影響を及ぼすなどの原因となる。

生物多様性

様々な生物が相互の関係を保ちながら本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態のことで、生態系（生物群集）、種、遺伝子の3つのレベルがある。

積算線量

空間積算線量のことで、通常3か月間の空間放射線の積算量。mGyで表す。

絶滅危惧ⅠA類

ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。

絶滅危惧ⅠB類

ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。

絶滅危惧Ⅱ類

絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

線量率

空間放射線量率のことで、単位時間当たりの空間放射線量。通常 1 時間あたりの放射線量 nGy/h で表す。

た 行

ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナー-PCB) のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。ダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD 及び PCDF にコプラナー-PCB を含めて「ダイオキシン類」と定義されている。ダイオキシン類は水にはほとんど溶けず、脂肪に溶けやすい性質があり、一旦体内に取り込まれると排出に時間がかかる。

太陽光発電

半導体素子により、太陽光エネルギーを電気に変換するもの。再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な導入可能性が多い。

太陽電池

太陽の光を受けて、その光エネルギーを効率よく電力に変える電力機器のこと。

太陽熱給湯

太陽熱を集めて熱エネルギーとして給湯に利用するもの。

単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置。

地球温暖化

人間の活動により温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などが温室効果ガスと言われる。近年、産業の発展や森林の開拓などにより温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えており、地球規模の気温上昇（温暖化）が懸念されている。

低公害車

大気汚染などの要因となる自動車排ガス中の二酸化炭素や窒素酸化物等の有害物質を極力少なくした車。電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド車などがある。国土交通省などでは、低燃費で排ガス中の有害物質を国の排出基準より大幅に低減した自動車（低燃費かつ低排出認定車）についても、低公害車としている。

都市公園

都市公園法に基づき、国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物。住民の利用に供す

る身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがある。

な 行

二酸化硫黄 (SO₂)

重油中の硫黄分の燃焼に伴って発生するガスで、ほとんど工場やビルなどの固定発生源から排出され、呼吸器管に対し、長期的、短期的影響を与え、他のガスとの相乗効果が大きい。

二酸化炭素 (CO₂)

温室効果ガスの一種。燃料の燃焼、生物の呼吸などにより発生する。

二酸化窒素 (NO₂)

窒素の酸化物で赤褐色の気体。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。呼吸器系の炎症等で人の健康に影響を与える。

燃料電池

水素と酸素を電気化学的に反応させて直接発電するもの。このとき、水素は天然ガスやメタノールなどから生成し、酸素は大気中の酸素を用いる。

農業・漁業集落排水事業

農業集落や漁業集落において、し尿や生活雑排水を処理する污水处理場を建設する事業。宅内排水設備工事によって集落排水処理施設に接続し、汚水を処理することにより、集落における生活環境の向上と海や川の水質保全に寄与している。

は 行

バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。

排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。

ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの 2 つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

風力発電

自然のエネルギーである風力を利用して回転エネルギーに変換し、電力を得るもの。

浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粉じんのうち、粒径 10 ミクロン (1 ミクロン：

100 万分の 1 メートル) 以下の粒子状の物質で、主として燃焼施設や自動車から排出され、呼吸器系疾患をもたらす。

ブルー・ツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。国土交通省、水産庁が「漁村滞在型余暇活動」(ブルー・ツーリズム)として推進している。

プラグインハイブリッド自動車

コンセントから充電できるハイブリッドカー。電気自動車と、ガソリン自動車の特性を併せ持つ。

フロンガス

特定フロン、代替フロンの総称。特定フロンは、フッ素化合物でオゾン層を破壊する原因物質となり CFC(クロロフルオロカーボン)などがある。この代替品である代替フロンには HFC(ハイドロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)があり、温室効果ガスでもある。

ペーパーレス

データや資料などを紙に印刷して閲覧・共有・保管してきたのをやめ、コンピュータシステム上で代替しようとする試み。コスト低減や省エネ・省資源の取組の一環として行われている。

放射線

放射性物質から出てくるアルファ線、ベータ線、ガンマ線及びエックス線等を総称している。

放射能

原子核がアルファ線、ベータ線、ガンマ線等の放射線を出す性質をいい、その強さをベクレル (Bq) で表す。

ま 行

マイバック

レジ袋の削減のため、買い物に際してはバックを持参し、レジ袋の使用を控えようとする運動。買い物客が持参するマイバックは「エコバック」とも呼ばれる。

ら 行

ラムサール条約

イランのラムサールで、1971 年に採択された国際条約「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の通称。広く水辺の自然生態系を保全することを目的とする。日本は昭和 55 年 (1980 年) に加盟。国際湿地条約。

リサイクル

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル (再資源化)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル (熱回収) がある。

リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイ

クルに優先される。

リユース

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

レッドデータブック

絶滅の危機にある野生生物の現状を記録した資料集。

レッドリスト

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

わ 行

ワイズユース

生態系を維持しながら持続的に利用すること。ラムサール条約で提唱された湿地利用の考え方であり、持続可能な開発の考え方に立って、生態系アプローチの実施を通じて、その生態学的特徴の維持を達成することと定義される。

英 数 字

BEMS (Building Energy Management System)

ビルのエネルギー消費状況を監視し、解析するシステムのことをいう。設置されている機器の運転制御や評価を表示するシステムもある。

Bq (ベクレル)

放射能の強度又は放射性物質の量を表す単位。1 秒間に 1 個の原子核が崩壊して放射線を出す物質の放射能の強度、又は放射性物質の量を 1 ベクレル (Bq) という。

ESCO 事業 (Energy Service Company)

ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。ESCO 事業は、省エネ効果を ESCO が保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCO の経費等が、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

HEMS (Home Energy Management System)

家庭のエネルギー消費状況を監視し、解析するシステムのことをいう。設置されている機器の運転制御や評価を表示するシステムもある。

NPO (Non-Profit Organization)

民間非営利組織民間非営利組織。利潤を上げることが目的としない公益的活動を行う民間団体。その活動範囲は、教育、社会福祉、環境保全、国際交流等多岐にわたっている。

PRTR 法 (Pollutant Release and Transfer Register)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」。PRTR (環境汚染物質排出・移動登録) とは、有害化学物質の環境中への排出量と、廃棄物に含まれて事業所の外に移動する総量を集計し、公表する仕組み。

ppm

微量の物質の含有量 (主に濃度) を表す単位。気体の場合は体積比で、その他の場合は重量比で、100 万分の 1 を表す。例えば、大気中の一酸化炭素 2ppm は、大気 1 立方メートル中に 2ml の一酸化炭素があることで、排水中の銅 3ppm は、排水 1kg 中に 3mg の銅の存在を示す。

薩摩川内市環境基本計画（第2期）中間見直し版

発行年月：令和2年3月

編集・発行：薩摩川内市 市民福祉部 環境課

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

TEL 0996-23-5111

FAX 0996-20-5570



人と地域が躍動し 安心と活力のあるまち 薩摩川内